

THE HISTORY OF THE
CITY OF BOSTON
FROM 1630 TO 1880

1880

海外移住事業団十年史正誤表

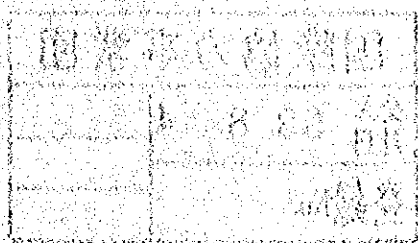
ページ	行	誤	正
11	右側下から3行目	モンテ・アレグル	モンテ・アレグレ
17	左側上から2 #	(満州開拓公社)	(満州拓植公社)
	# # 9 #	定款第条によれば	定款第2条によれば
	# # 16 #	出資及び	出資及び
	# # 23 #	さらにらに	さらに
	右側下から10 #	(中央新書	(中公新書
26	左側上から19、23、25 #	林虎雄、海本敬雄、鳥谷寅雄	林虎雄、海本敬雄、鳥谷寅雄
27	右側 # 9 #	青柳隆郎	青柳郁太郎
33	左側 # 1 #	35・6・17	37・5・30
72	下から12行目および 73ページ表右下	運用部資金貸付金	資金運用部借入金
76	下から11行目	海外発足	海外発展
77	上から3、4 #	力を入れ、高校学校	力を入れ、高等学校
133	下から9、6、5 #	池田広季、愛媛県	池田季広、広島県
136	表上から11、12 #	インテルト、マリスカルト	インテル小、マリスカル小
137	# # 3 #	宿舎舎	寄宿舎
144	下から12 #	アルト・パラナ移住地	イグアス移住地
153	上から10 #	ポルトアレグレ	ポルトアレグレ
154	下から5 #	以外については	以外についても
168	上から11行目および 169ページ6行目	66年4月	69年4月
175	上から18 #	増殖効果	増殖効果
181	# 12 #	1971年(昭和46年)	1972年(昭和47年)
183	下から10 #	繰返しでしていた	繰返されていた
191	# 1 #	直距離2400キロ	直距離約1200キロ
288	左側下から13 #	前港した	寄港した
293	右側上から4 #	100円硬貨	100円硬貨
299	中 # 20 #	作詞・作曲不詳	作詞岸重利
301	上から6 #	ボビリア開拓の歌	ボリビア開拓の歌

JICA LIBRARY



1023959[8]

海外移住事業団十年史



1973.7

国際協力事業団	
受入 月日	'84.8.20
金額	000
登録No.	13146
	23.4
	EM
登録No.A31011	

題字は柏村信雄理事長

海外移住の歌

作詞 能登 琉美子
作曲 警視庁音楽隊
選定 海外移住事業団
(昭和41年6月)

1 黒潮めぐる 海越えて
ひとすじ続く 道があり
広く豊かな 地がある
若いわれらに 呼びかける
夢も輝く 新天地

2 緑ゆたかな 南国に
われらの生きる 空があり
希望育くむ 地がある
若いわれらに 呼びかける
喜び燃える 新天地

3 友よ行こうよ 海越えて
わが技術伸ばす 邦があり
幸せ稔る 地がある
若いわれらに 呼びかける
世界を結ぶ 新天地



発刊のことば

理事長

柏村信雄

海外移住事業団は、昭和38年7月15日創立され、ここに満10周年を迎えることになりました。

明治以来100余年にわたる海外移住の歴史のうち、わずか10年の歩みにすぎませんが、この間、本格的な国際化時代に際会し、海外移住をとりまく内外の情勢も大きく変転してまいりました。

当事業団におきましては創立以来、この変転する新しい情勢に即応して、国の内外にわたり組織機構の整備をはかり、業務運営の効率化をすすめ、海外移住事業の振興に努力いたしてまいりました。

これもひとえに、関係各位のご理解とご尽力の賜物と深く感謝いたしております。

ここに10年間の歩みを反省し、この経験を生かして将来への出発点ともいたすべく、「海外移住事業団十年史」を刊行いたしましたので、よろしくご高覧を賜りたく存じます。

海外移住事業の重要性に鑑み、今後さらにその推進に努力いたす所存でございますので、格別のご指導とご協力の程をお願い申し上げます。

10周年を祝って

外務大臣 **大平 正 芳**



昭和38年7月、海外移住事業団が発足したとき、当時の外務大臣として祝辞を贈りましたが、今日、創立10周年を迎えるに当たり、再び外務大臣として、祝辞を呈する機会を得たことは、誠に喜ばしい次第であると同時に、感また一入のものがああります。

想えば、海外移住事業団の各位が過去10年間、内外よく心を合わせ、一致協力して、その機能を十分に発揮し、海外移住業務に尽された功績は真に大きいものがああります。その携まぬ御努力に対し、深甚の敬意を表します。

この10年の歳月のうちに、移住の形態もまた時勢に応じて変って参りました。従来農業移住に加え、近年は、技術者移住、企業者移住が増えつつああります。これら、海外へ新たな志を伸ばそうとする人たちが、受入国の新たな要請に応えながら、自らの幸福を築き、他方、わが国との友好関係の発展に尽すことは、これまた、新時代に適応するものでああります。

このような観点から、海外移住事業団が、過去10年間の貴重な体験と豊かな知識を生かし、次の10年間に更に大きな発展をされんことを心から切望して止みません。

目次

第I編 移住者取扱機関の変遷

1 明治初年から第2次世界大戦まで	1
(1) 外国人の周旋	1
(2) ハワイ官約移民	4
(3) 移民会社	6
(4) 植民地の経営	9
(5) 国策満州開拓	13
2 第2次世界大戦後	19
(1) 移住再開と民間団体	19
(2) 日本海外協会連合会	23
(3) 日本海外移住振興株式会社	30
(4) 海協連、移住会社統合の機運	38

第II編 海外移住事業団10年の歩み

1 新しい移住理念と内外一貫体制	49
(1) 移住審議会答申と海外移住事業団の設立	49
(2) 内外機構の整備統合	51
(3) 新機構に伴う経理問題	72
2 普及啓発業務の拡充	76
(1) 高等学校の海外教育	76
(2) 調査活動と資料類の整備	88
(3) 移住青年会の助成	104
3 移住者に対する訓練講習の強化	108
(1) 海外移住研修所	109
(2) 海外移住センター	115
(3) 財団法人海外移住婦人ホーム	116

4	移住者援護のための諸施策	118
(1)	渡航費の支給	118
(2)	入植地の電化工事	121
(3)	営農指導と試験農場の強化	123
(4)	技術移住センターの設置と訓練講習	127
(5)	移住者子弟の教育	131
(6)	入植地への企業誘致	140
(7)	医療事情の改善	146
5	カナダ移住の推進	154
(1)	カナダ移民大臣の要請と外務省の調査	155
(2)	当事業団の協力体制	157
(3)	トロント駐在員事務所の設置と業務	158
(4)	カナダ農業移住訓練生制度	160
6	出資金事業の流れと諸問題	170
(1)	当事業団発足当時の概況	170
(2)	貸付基準と入植地分譲条件	177
(3)	相手国インフレーションと為替差損問題	181
(4)	雇用農独立援助の諸策	187
(5)	原資の追加調達	193

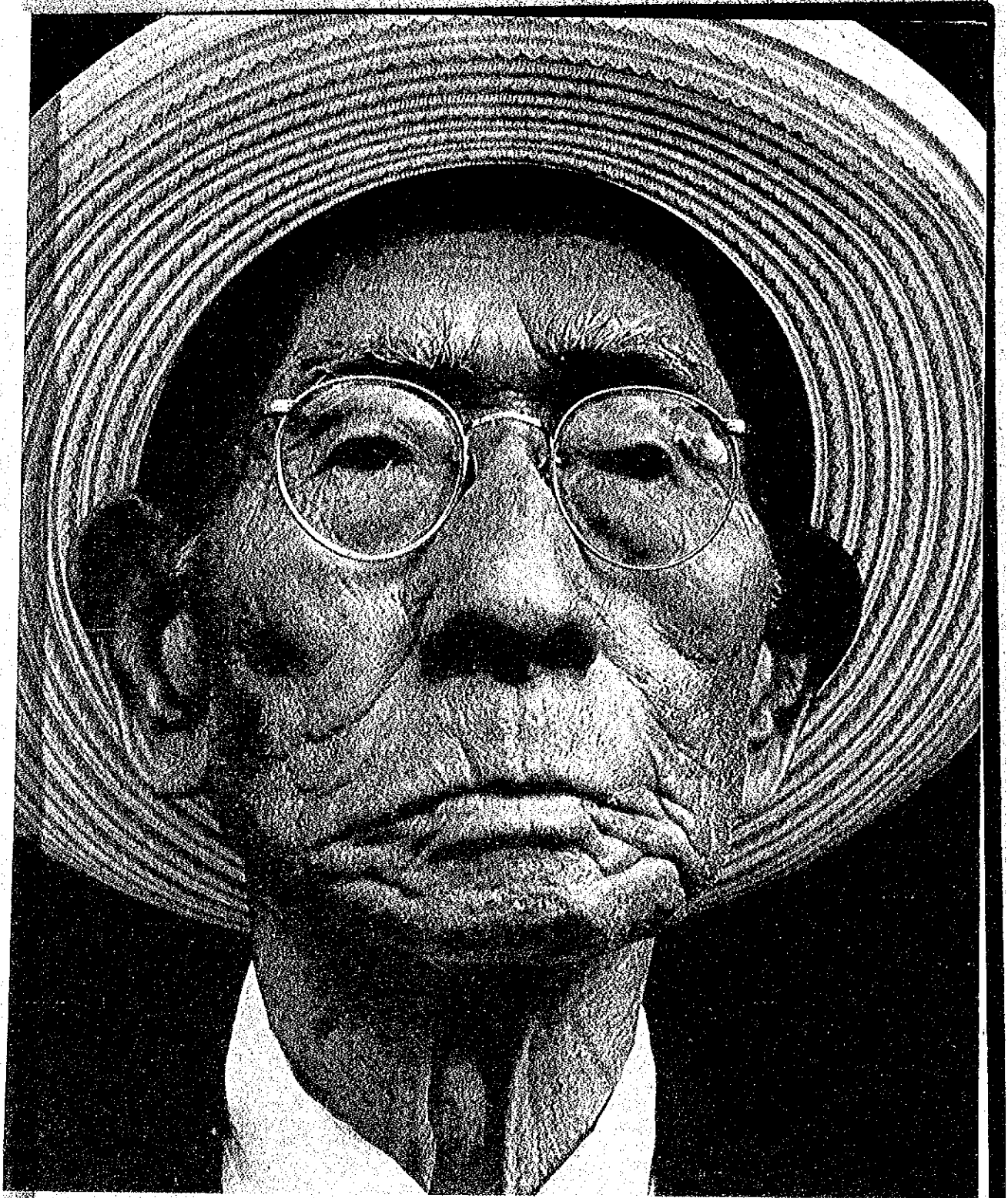
第Ⅲ編 国際化時代における海外移住

1	内外情勢とわが国の進路	209
2	海外移住の意義と効果	210
(1)	移住の流れ	210
(2)	移住の意義と効果	211
3	国の援助の必要性	213
4	移住振興のための重点施策	215
(1)	啓発, 相談活動の充実	215
(2)	能力開発のための訓練・講習の強化	217

(3) 現地援護の強化	219
(4) 海外日系人対策の確立	219
(5) 経済技術協力および文化交流事業との提携	221

第IV編 資 料

1 海外移住事業団法	225
2 財団法人日本海外協会連合会寄附行為	235
3 日本海外移住振興株式会社定款	239
4 海外移住審議会の答申書(37年12月)	242
5 海外移住審議会の答申(46年9月)	251
6 海外移住統計	256
7 主要入植地概要	263
8 海外移住事業団作成資料目録	265
9 海外移住事業団機関所在地	281
10 関係機関団体	283
11 役職員在職期間	285
12 海外移住年表	288
13 海外移住の歌	296



ハワイの日本人 撮影 真継不二夫

第 I 編 移住者取扱機関の変遷

1. 明治初年から第2次世界大戦まで

(1) 外国人の周旋

二百余年にわたる徳川幕府の鎖国も、日本をめぐる欧米列強の圧迫によって、ついに門戸を開かざるを得なくなった。

慶応2年(1866年)4月9日付、幕府は日本人の海外渡航を「御差許す」という布告を発した。留学生、商業者、外国人の使用人、芸人などの一群が、正式の印章(旅券)を持って、「条約済国」の欧米諸国に出発していった。

「勤勉にして低廉なる労働市場」をさがしていた諸国は、この新しく開かれた国、日本に注目し始めた。まず、ハワイ王国である。中国人苦力の労働力に依存していたハワイ砂糖産業は、その代替として日本人労働者の提供を求めてきた。

つづいて、スペイン領グアム島。アメリカ合衆国カリフォルニア。これらの地方に渡った日本人は、現地の事情も分らぬままに、外国人の口先によって、万里の波濤を越えたのである。

高橋是清を奴隷に売った男

「お前は勝手に暇を取って帰るわけにはいかぬ。お前の身体は、三年間は金を出して買ってあるのだ。現にお前は友人と二人で、書付けにサインまでしたではないか」という。あの時署名したのは身売りの契約書であったのか、実にけしからぬことだ。なんとかして此処を逃げ出さなきゃならぬと考えた……。

日露戦争当時、日本銀行副総裁として外債募集に成功し、1913年大蔵大臣、1921年総理大臣、昭和初期の経済恐慌に際して敏腕をふるい、2・26事件に暗殺された高橋是清は、

その自伝にこう書いている。

慶応3年(1867年)、是清14歳の時のことである。高橋は仙台藩の留学生のつもりでアメリカに渡った。その時の渡航の世話をした男にヴァンリード(Eugen Van Reed)という人物がいた。彼の経歴についてくわしいことは明らかでないが、オランダ系のアメリカ人で幕末から横浜に商館を構え、各藩に鉄砲を売込むなど武器商人をやると一方、罂理度と号して「もしほ草」という日本最初の新聞を発行し、日本の統一と独立を論じ、西洋文明の導入の必要を説いた文化人でもあった。

「アメリカへ学問修業交易または見物遊歴に渡海なされたきものは随分お世話申すべし」という広告を出し、「蒸気船航海路程図」を販売しているから、現代の旅行代理店のさきがけをなした人物であるともいえよう。

洋学修業の熱意に燃える高橋少年は、ヴァンリードの世話で、サンフランシスコのリードの両親のもとに送られた。転々としているうちに気がついて見ると奴隷に売られていたというわけである。

ずい分、いい加減な話ではあるが、実は日本の海外移住者あっせん業は、このヴァンリードによって始められたのである。

チョンマゲ姿の元年者

ハワイ国王カメハメハ5世の依頼で、日本人労働者の募集を始めたヴァンリードは、徳川幕府との間に「日本ハワイ臨時協定」を結び、出稼人300名分の渡航印章(旅券)を受けた。日本人の周旋人を使っての入集めが終り、いざ出帆という段階で局面が変わった。

新発足した明治政府は、旧幕府発行の旅券は無効、出港は相成らぬということになった。進退きわまったヴァンリードは、新政府の許可を得られないまま、ついに1868年5月16日(旧暦慶応4年4月25日)、153名(一説には150名)の日本人をハワイに送ってしまった。これが後年、「元年者」と呼ばれた日本人の集団移住者たちである。

ところが、それに先立つ15日前、人知れずグアム島に渡った42名の日本人達がいた。これもヴァンリードの周旋によるものである。

一行はチョンマゲに饅頭笠、しるしばんてんに豆絞りの手拭い、三尺帯を巻いてパッチをはいた姿で、ハワイ組はイギリス船サイオト号、グアム組は国籍不詳のエムト・トラデル号という帆船でそれぞれ横浜から出発した。

いわば不法出国といえるこれらの最初の移民たちは、聞くとも見るとは大違いの異国の逆境の中で、奴隷のような待遇をうけた。

国辱問題としてこれを重視した明治新政府は、ハワイに上野景範を派遣してこの問題を解決したが、日本政府が移民問題を外交問題としてとりあげた最初である。

残された「おけいの墓」と櫻の木

会津藩に対する商品代	20,520ドル
米沢藩に対する商品代	46,412.3ドル
新潟で掠奪された商品代	58,016.9ドル
合計	124,949.2ドル

を日本政府に於て遅滞なく処置する手段を施すよう懇願する。

これは1872年(明治5年)8月30日付、オランダ公使ハフン・デ・ブーヘンから、時の外務卿(外務大臣)副島種臣に出された請求書の結論である。

幕末の戦乱期に、旧幕各藩に売込んだ商品の売掛金を、新政府が代って支払えということである。商品とは小銃などの武器弾薬、それを各藩に売却したのは、オランダ人スネル(Edward Schnell)という男である。

スネルの経歴についても、はっきりした資料は見出し得ないが、ヴァンリードと同じように、幕末から日本に滞在した商人で、彼の場合は、かなり大量の武器類を各藩に売込んでいたことは、前述の史実で明らかである。

ところが、この戊辰の役の黒幕ともいえるべきスネルも、わが国の海外移住史上に残る業績があるから、不思議である。

1969年(昭和44年)6月7日、アメリカ合衆国サンフランシスコ市郊外のコルマ小学校で、一つの記念碑が除幕された。碑面には、カリフォルニア州のシンボル、熊と星の下にWakamatsu Tea and Silk Farm Colony(若松・茶・絹・農業植民地)とぎざまれている。

丁度その100年前、すなわち1869年(明治2年)、スネルにつれられた40名の日本人たちは、この地に入った。

『ここに移住せしは多くは会津の人なり。

この地桑および茶を植えるに甚だ適当の地にして、大凡600エーカーの大ききなり。スネルはこの地を名づけてワカマツという。日本人の家毎に桑と茶とを植えしめ、蚕を養いて糸を取り、かつ茶を製して売出すべき手続を定めたり。その他あまりの土地には日本種の有益なる樹木、就中竹と漆樹を多く植えしむ。(中略)

スネル氏の妻は日本の婦人にして能く他の婦女の世話をなしたり。』

(明治2年7月9日、中外新聞)

この事業が成功し継続されていたら、アメリカに会津若松市が誕生していたかも知れない。しかし、ことは計画通りに運ばなかった。数年たらずで一行は離散し、一行中に子守りとして働いていた「おけい」という少女のちいさな墓と彼等が植え残した櫻の木が、僅かに昔の面影を残しているだけである。

ダイバー、テンドー、クルー

1969年（昭和44年）7月11日の週刊読売は、トップグラフィアに同社の深海潜水作業船「よみうり」号が、オーストラリア木曜島に入港するカラー写真をかけ、7ヶ月にわたるオーストラリア東海岸の調査が成功裡に終わったことを報じた。同行した記者は、日本語のしゃべれない日本人そっくりの人達がたくさん出迎えてくれたと語っているが、彼等の先祖は正しく日本人なのである。

オーストラリアに対する日本人の進出は、1878年（明治11年）頃から始まったが、外務

省から最初の正式許可を得た契約移民は、イギリス人ジョン・ミラーの周旋によるダイバー（潜水夫）10名、テンドー（綱持ち）とクルー（水夫）26名である。彼等は1883年（明治16年）木曜島に渡り、そのすぐれた潜水技術は同地の真珠貝採取業をリードした。1888年（明治21年）には、クイーンズランドの製糖会社の代理人、W. J. S. シャンドが日本農民100名を誘致した。

これを契機として漁農民の移住が激増したが、「よみうり」号の記者を出迎えた日本語のしゃべれない日本人はこれらの人達の子孫なのである。

（ハワイ移民始まる（1868年・明治元年））



濠州トレス海峡真珠貝採取で日本人大活躍 1883年・明治16年以降



(2) ハワイ官約移民

前述したハワイ、グアム移民およびカリフォルニア植民は、いわば維新のどさくさの中に行なわれたものといえる。

明治新政府は内政外交ともに多事多難で、移民問題などには手が廻らなかつたというのが実情であつたらう。

しかも、ハワイ移民については特使を派遣して、その一部(40名)を連れ戻すという厄介な外交問題をひき起すし、国内世論としては「奴隷に売られた」という風評すら立った。

また、1872年(明治5年)のいわゆる、マリア・ルース号事件(明治5年(1872年)7月横浜港に入港したマリア・ルース号から脱走した支那人は、「同胞131名が澳門から奴隷としてペルーに運搬される途中であり、船内の虐待にたえかねている」と救助を求めてきた。当時の神奈川県令(知事)大江卓は同年9月13日彼等を解放し、清国に引渡した。』に対して毅然とした態度を貫いた新政府も、有色人種に対する白人の人種差別を目のあたりに見ることによって、移民問題に対しては消極的にならざるを得なかつた。

事実、1871年(明治4年)から翌年にかけてのオランダ政府からの要求(日本人を兵卒として雇入れる、期限7年、18~30歳の青年300名)、1871年12月のロシアからの申入れ(建築の職人、200名)、1876年(明治9年)のオーストラリアからの日本農民導入などの要求に対しては、これらを拒絶し、1881年(明治14年)3月、ハワイ国カラカウア王米朝の際の移民誘致に関する申込みに対して、即答をさげ慎重な態度をとっている。

しかしながら、オーストラリア木曜島に対する潜水技術者たちの出国が、1883年(明治16年)に正式に許可されたことについては、前述したとおりである。

諸外国が「勤勉なる日本労働者」を要望する度合が強まり、さらにまた鎖国2百余年の間にうっ積された日本人の海外発展の活力は、次第に盛り上ってきた。内外ともに機は熟しつつあつた。

1885年(明治18年)、このような気運の中でいわゆる「ハワイ官約移民」が始められた。

無病勤勉、労働3年の蓄財400円

(収入の部)	(621円)
食糧費	6円×12月×3年=216円
賃金	9円×12月×3年=324円
積立金利息	81円
(支出の部)	(216円)
飯米代	4.8円×12月×3年=172.8円
雑費	1.2円×12月×3年=43.2円
(差引残高)	(405円)

これは外務省から県市町村に配布された「田稼心得書」から計算したハワイ移民の収支表である。

1885年(明治18年)、ハワイ国理事官兼移住事務局特派委員 R.W. アルウィンと「横浜ヨリはるるへ向ヶ航行ノ汽船ニ乗込ムベキ随意渡航人」との間に取極めた、約定証書によれば、渡航費はハワイ政府負担(帰国費は渡航人自弁)、契約期間3年、1ヶ月の食糧費6ドル(妻には4ドル)、1ヶ月の賃金9ドル(妻には6ドル)、計15ドル(妻には10ドル)をアメリカまたはハワイの金銀貨で支給し、1ヶ月の労働時間は屋外で10時間、工場内では12時間、1ヶ月の労働日数は26日と定められている。ドルと円とを対等に換算している点に、若干の問題はあるが、この計算でいけば、1ヶ月9円、1年で108円、3年で324円の金が残り、その利息3年分81円を加えれば、契約が終つた時には405円の金が

残るという前述の勘定になる。

帰国船賃40円を支払っても、食費の節約や時間外労働の割増金を加算すれば400円は懐中のものでして国に帰れるという算段である。当時の400円は大金である。活版植字工の1日賃金が21銭、大工左官21銭、瓦ぶき工26銭、入夫16銭、農作女10銭、製糸女工11銭の時代である。

しかも当時の日本はデフレの最中、「3年で400円」のキャッチフレーズは効果顕面、600人の募集に対して、28,000人の応募者があったという。

移民渡航条約

1886年(明治19年)5月31日、ハワイ王国との間に渡航条約が公布された。その前年の2月、944名、さらに6月、988名がハワイに到着、甘蔗耕地に就労した。炎天下に不慣れの重労働、約定書に書かれた労働条件とはかなりの相違があった。雇主の実際の待遇は苛酷であり容赦がなかった。

『全く約定書は悉く皆反古同様に相成候 室内不自由は申すに及ばず いた便所浴室等も建て呉れ申さず候 私共生命全からずと思案任り候ば 仕事場に於てもこれまでたびたび首を抑へ つきとばす様のこと 教へ難く候』移民から日本領事館に対する歎願書の一部である。

雇主側にもいい分はあった。渡航者の中には農業者でない者がかなり混っており、これらが不平分子を煽動する、深夜まで賭博飲酒にふけり翌朝は病氣と称して就労しない、脚氣という今までハワイになかった病氣にかかる者が多いなどである。

これらのごたごたを解決するためには、渡航者保護に関するハワイ政府の明確な保障が必要である。この観点から、両国政府の間で1886年(明治19年)1月28日、東京で調印され、翌日批准、3月6日ホノルルで交換さ

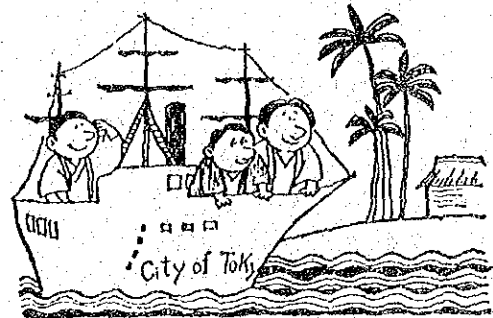
れ5月31日公布されたのが、この「移民渡航条約」である。

『日本皇帝陛下ノ臣民ニシテ既ニ布哇諸島へ渡航シタル者多数アリ 又本条約ヲ以テ確認セントスル従前ノ随意渡航法ニ因リ渡航セントスル者アルヘク 又日本皇帝陛下及布哇国皇帝陛下ハ右渡航人へ布哇國ノ憲法律ニ遵ヒ 最モ完全且有効ノ保護ヲ与ヘントノ希望アルヲ以テ右重要ノ事件ニ付条約ヲ締結セン事ヲ決定セリ』

全文11条からなるこの条約は、当初の有効期間は5年であった。

この条約に基づいて渡航した移住者は、「官約移民」とよばれ、1885年(明治18年)の第1回から、1894年(明治27年)の第26回まで、合計29,069名に上っている。

ハワイ官約移民はじまる(1895年・明治18年)



(3) 移 民 会 社

1937年(昭和12年)12月、拓務省拓務局が作成した「海外移住統計」の中に「移民取扱

人別本邦海外移住者員数表」というのがあるが、これを集約するとつぎのとおりである。

期 間	移民取扱人によるもの①	移民取扱人によらざるもの②	計 ①+②	比 率 ①/①+②%
1898(明31)~1907(明40)	140,955	47,560	188,515	74.8
1908(明41)~1918(大 7)	53,280	103,884	157,164	33.9
1919(大 8)~1935(昭10)	164,624	122,845	287,469	57.3
計 1898~1935 (明31~昭10)	358,859	274,289	633,148	56.7

この表でいう「移民取扱人」とは、1896年(明治29年)に制定された「移民保護法」に規定された「移民ヲ募集シ又ハ其ノ渡航ヲ周旋スルヲ以テ營業ト為ス者」で、その多くが法人組織をとったため、通称して移民会社と呼ばれたわけである。

横浜、神戸などの旅館業者で、海外移住者の周旋や手続などを業としたものは、かなり以前から存在していたらしいが、1891年(明治24年)12月12日創立された、日本吉佐移民合名会社が、いわゆる移民会社の元祖といわれている。そして、同社が翌年1月、フランス領ニューカレドニアのニッケル会社、ラ・ソシエテ・ル・ニッケル(本社バリー)に、600名の鉱山および製鉄労働者を送ったのが、移民会社による最初の移民とされている。

前掲の図表で明らかなように、明治年代の移住者の約75%が移民会社の手によって送出されているが、この節では移住者送出にこのような大きな役割を果たした移民会社の変遷について述べてみよう。

移民保護法の制定

1891年(明治24年)の日本吉佐移民会社について、翌92年2月には明治移民株式会社が、12月には横浜移民会社、94年2月には海外殖民合資会社が設立された。

このように業者が増えてくると、その弊害も目だってきた。

1894年(明治27年)4月、政府は勅令で「移民保護規則」を制定し、さらに2年後の4月7日には、これを法律として公布した。この間の事情を、当時の政府委員外務次官原敬は衆議院の答弁でつぎのように述べている。

『この移民保護法は、法案としては新たなものでございますが、しかしながら明治27年に勅令を以て、移民保護規則というものを既に発布し、漸次施行しております。故にこの点より申しますれば、新たなものではございません。

全体、この法律を要するわけは、数年来日本人の外国に出ます者が、明治10年頃までは誠に僅かの数でございました。

明治9年から11年までの平均を見ますれば僅かに900人位でありました。明治24年から5年までの平均をみますると、1万2、3千人になっております。900人位のものが1万2、3千になるように、海外に往く者が増加を致しましたから、従って出稼人が大分加わりました。

その出稼人も最初は誠に僅かで、明治18年から22年頃までには、毎年平均3千人をこそこでありましたのが、24年から7年頃

の平均を見ますというところ7千人位、殆んど倍以上にも増加をしました。

そして斯様に一般の人が外国に出、従って出稼人も外国に多く出ますこととなりました以上は、海外に参って色々困難に随うるものがある。また、これを海外に送るためには種々の弊害を生じて、移民を困らす者もありましたについて、まずもって27年に勅令を發布して、相当の取締りを設けましたが、なお保証金その他の関係に於て、法律の効力を用いませぬければ、取締のつかぬ処が多くあります故に、更にこの法律案を提出致しました。政府に於ても2ヶ年以上も実行して御しまして、経験の上作りましたことでございますから、諸君にも速やかにこれを可決されんことを希望します。』

(殖民協会報告35号、明治29年3月)

移民会社の収入源は移民からの周旋手数料である。一人でも多く出した方が利益が多くなる。そのため、場合によっては甘言をもって人数をふやす結果となる。困るのは移民である。この弊害をなくすため、移民取扱人の資格条件を審査し取締ろうというのがこの法律のねらいである。

濫立・廃業・統合

この法律に基づいて設立した移民会社は、1891年(明治24年)から1920年(大正9年)の間に延べ数にして50社をこすが、1897年(明治30年)には13社だったものが1903年(明治36年)には36社、06年(明39年)には30社、09年には10社と増減し、1917年(大正6年)には5社あったうち、4社が統合され2社となり、1920年(大正9年)にはその2社が統合され、海外興業株式会社1社だけとなった。

これで分るように、移民会社が濫立したのは、1902年(明治35年)前後である。このた

め日露戦争をはさんで、1899年(明治32年)には31,354人、1906年(明治39年)には36,124人という移住者送出の大きなピークを作っている。

なお、これらの移民会社の殆んどは、1907年(明治40年)から09年にかけて廃業しているが、これは移住先国の受入態勢に左右されたものである。(例えば、フィリッピンのパンゲット道路工事完了は1905年、アメリカ、カナダについては、1907年の自主的移住制限一紳士協約やルミュー協約などである。)

このようにして移民会社の活躍の場は漸次せばまり、弱小会社は廃業したが、1917年(大正6年)残存会社を統合しようという事態になる。

この間の事情について、海外興業株式会社小史(1931年<昭和6年>、同社発行)はつぎのように説明している。

『大正6年、当時の寺内内閣は戦後に来るべき宇内形勢の変化に対応して、国力進展の途を拓き、かつ国民生活問題の解決を期せんがため、海外発展の大策を樹立するの必要を認め、その実行方法として拓殖企業及びこれに対する資金供給の機関を設くることとし、まず東洋拓殖株式会社法に左の条項を追加して、その資金供給の任に当らしめたり。(中略)

これと同時に、拓殖企業ならびに移植民事業を担当すべき会社を必要とせしも、当時国内にこの種の事業会社なく、ただ小移植民会社多数分立して専ら移民輸送数の多からんことを相競うのみにして、移民渡航地に何等事業的根拠を開拓せんとはつとむるものなく、到底この重大任務を果すこと不可能なりと認めたるにより、これら諸会社を合同し、すくなくとも壹千万円以上の会社となし、移植民事業およびこれに関連せる拓殖企業等の事業を經營せしむるため、大正6年8月、勝田大蔵大臣は東洋移民、

南米殖民、森岡移民、伯刺西爾拓殖、日本殖民、日東殖民各社の代表者をその官邸に招致し、外務省通商局長中村巍氏立会の上以上の趣旨を懇示して関係各会社の合同を慫慂せられたり。』

海外興業株式会社

このような経緯があって海外興業株式会社は、1917年（大正6年）12月1日成立した。さらに1920年、森岡真（森岡移民）を吸収して、わが国唯一の移民会社となった。

この会社の営業目的は

1. 移植民の取扱
2. 移植民に対する金融
3. 海外におけるつぎの事業およびこれに対する投資（植民地経営、動産不動産売買、農業牧畜業、水産業、鉱業、生産物の加工、土木建築請負およびその他の工業、新聞経営）
4. 外国の国債または債券類並に海外営利を目的とする会社の発起もしくはその株式類の応募売買または取扱およびこれに対する投資
5. 海陸運送および運送取扱
6. 前各号に附帯する事業

という広汎なものであった。

1921年（大正10年）までは、欠損金を出した年もあり無配当であったが、翌年からは黒字に転じ、とくに1924年（大正13年）9月からブラジル移民に対する補助金制度が発足してからの5年間は、年6分の配当を持続した。

1917年（大正6年）から1934年（昭和9年）まで18年間に取扱った移住者の数は、162,436名に達した。（内訳 ブラジル行移民134,230名、その他各地20,976名、海外移民組合連合会などの受託輸送分ブラジル行7,230名）

1934年（昭和9年）末における現勢はつぎのとおり。

事務所（東京本社、神戸輸送事務所、ブラ

ジル支店、リベロンプレート出張所、イグアベ移民地事務所、アニューマス農場、ペルー出張所）

代理人（国内主要都市47ヶ所、本島、ポート・ダウイン、ブルーム、マニラ、シンガポール、キューバ、コロンビア、グバオ、ペルーその他）

直営事業

イグアベ植民地（桂、レチストロ、セッテ・バラス）面積76,855町歩、植民6,935人
アニューマス農場1,449町歩、在耕者518人
サンパウロ農事実習場 252町歩、エメポイ土地部、分譲用土地 619町歩、コロンビア植民試験地 96町歩

間接事業

ペルー棉花株式会社 投資額 108,000円

海南産業株式会社（在ダバオ）

投資額2,113,700円、融通額210,275円

出資会社

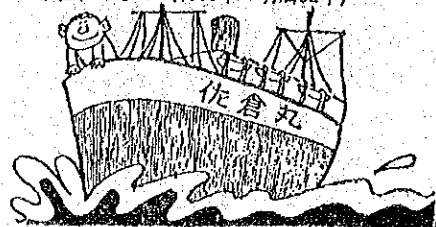
南洋興発株式会社 出資額 312,500円

熱帯産業株式会社 // 25,000円

南米土地株式会社 // 52,500円

南米拓植株式会社 // 35,000円

ペルー移住はじまる（1899年・明治32年）



(4) 植民地の経営

『移住殖民ノ業ハ方今我国ノ急務タリ
官民相俱ニ漸ク之ヲ知り着手セサルニ非ラ
スト雖モ 未ダ大ニ見ルベキ者アラス
之ヲ以テ世人尚ホ此業ノ利益アルヲ認ムル
者尠シ 彼ノ子孫永住ノ目的ヲ定メテ海外
ニ移住スル者之ヲ定住移民ト称シ 彼ノ勞
働ノ期限ヲ約定シテ出稼移住スル者之ヲ定
期移民ト称ス 此業タルヤ必シモ定住移民
ニ限ラサルモ 唯ダ定期移民ニ由テ一時ノ
利ヲ取ムルカ如キハ 我國遠大ノ謀ニ非ラ
サルナリ』(原文のまま、傍線筆者)

これは、1893年(明治26年)2月、榎本武揚によって設立された殖民協會の設立趣意書の冒頭である。

明治初～中期の海外移住者は、「3年間の蓄財400円」というキャッチフレーズが示すように、そのほとんどが、この趣意書でいう定期移民すなわち出稼ぎ移住者であった。

ところが、国土狭小という自然条件から発する人口問題、商権・海権の拡張という経済問題、さらに永年の鎖国政策の結果「人心内ニ縮マリテ外ニ伸ヒス」という島国根性の打破など、物心両面から日本民族の海外発展の国民感情が強まってきた。

当時、欧米諸国の植民地主義的侵略はすでに世界各地域を制覇し、それに立遅れたわが国としては、単なる出稼ぎでは日本国あるいは日本民族の永遠の発展は望むべくもないというのが、その主張である。

本節では、これら先覚者たちの主張が、どのように具体化されたかを略述してみよう。

夏草やつわものどもの夢の跡

第1次松方内閣(1891.5~92.8)の外務大臣をつとめた榎本武揚は熱心な海外発展論者

であった。彼は外務省に移民課を設け、省員を世界各地に派遣して民族発展の地をさがし求めた。その結果、最も有望と考えられたのがメキシコである。

1892年(明治25年)8月、外務大臣を辞した榎本が、「殖民協會」を設立したのは翌年の2月である。

1895年(明治28年)6月には、墨国移住組合を創立し、1897年(明治30年)1月には、メキシコ政府との間に、6万5千町歩の官有地を15年年賦で購入する契約をした。

同年、移住組合を改組し日墨拓植会社とし、その第一陣34名は1897年5月、グアテマラ国境に近いエスキントラに入植した。

しかし、結果的にみるとこの植民計画は成功しなかった。事前調査の不十分と資金の不足が最大の原因であったといわれる。

例えば、入植時期が農期とずれていたこと、コーヒー栽培を主目的としながら、その栽培方法の知識が皆無だったこと、家畜の侵入を防ぐ柵を作る資金すらなかったことなどである。大部分の入植者が四散したあと、一部の人たちによって日墨協働会社や二、三の農場、商店などが経営された。しかし1910年(明治43年)以降のメキシコ革命、さらに第2次大戦と、時代の変化は榎本の理想、さらに入植者の労苦を、彼等の考えていたものとは全く別のものにしてしまった。

1968年(昭和43年)11月、榎本植民団の入植70年を記念して、チャパス州アカコヤグア村に一つの碑が縁故者によって建てられた。碑の正面には「榎本植民記念」、裏面には「夏草やつわものどもの夢のあと」と刻まれ、台の正面には建設の理由がスペイン語で、裏面には入植者36名の姓名を記した銅板がはめ込まれている。

東京シンジケートとイグアベ

『サンパウロ州政府は、東京シンジケートに対し、リベイラ河とバリケラ・ブッソー、カナネア間における官有地5万ヘクタールを無償譲渡する』

1911年(明治44年)12月、サンパウロ州政府はこのように州官報に発表した。

東京シンジケートとは1913年(大正2年)3月に創立された「ブラジル拓植株式会社」の前身である。

ブラジル拓植株式会社によって創立されたブラジル最初の日本人自作農植民地は当時の首相、桂太郎の名を冠して桂植民地と呼ばれ、総面積1,400町歩。日本人の入植が開始されたのは、1913年(大正2年)の11月、コーヒー労働者としてすでにブラジルに在住していた30家族である。翌年9月には、レジストロ市街予定地に隣接した地区を買収し、レジストロ植民地と呼んだ。

桂、レジストロの植民地経営は決して平坦なものではなかった。先住ブラジル人との土地問題、経営資金の欠乏、内地からの入植者の募集難、現地入植者の農業に対する未経験などの悪条件が重なった。

『本社成立以来細心事に臨み、鋭意事業の進歩を計りしと雖も、創業幾何ならざるに未曾の戦乱に会し(注、第1次世界大戦)、会社の存立を危くする事一再にして止まず……。願くは本社微意の存する所を諒とせられ、何等の方法に依り、本社経済上に御援助を与へられむ事切望の至りに堪へず……。』

大正5年8月、会社は外務大臣にあてて歎願書を送っている。

そして前述したように1917年(大正6年)ついに、新設の海外興業株式会社に統合され新発足することになった。

なお、桂、レジストロおよび海外興業によ

って設立されたセッテ・バラスの3植民地を総称して、イグアベ植民地と呼んでいる。

信濃海外協会とアリアンサ

1922年(大正11年)設立された信濃海外協会が、ブラジル国アリアンサに5,500町歩の土地を購入したのは、1924年(大正13年)10月のことである。

『移住の必要条件としては、目的地に渡航した後も、郷里にあると同様な恩恵に浴すべき施設をする事である。郷里に居れば、如何に窮すればとて、生命の維持はできる……。移住者をして安意確実に定着せしむると共に、本国においては望むべからざる程の地主たらしめ、以て移住者の幸福と移住国の発達を希求せねばならぬ。』

それには今日までの移住方法を根底より変へてかかる必要がある。移民は決して徒手空拳で行かしてはならない。資木の後援があり、确实なる計画の下に送るのでなければ、成功は稀れである。』

アリアンサの創設者たちはこのような理想をかかげた。

5,500町歩は、約1年半で売切れ、さらに6,250町歩が買い足された。これに刺激された熊本海外協会、さらに鳥取、富山の海外協会も隣接地に、第2、第3アリアンサ移住地を建設した。

しかし、アリアンサ移住地の経営も内部的な分裂や経済的な破綻が続き、必ずしも順調とはいえなかった。そして、後述するようにブラジル拓植組合への移管となったが、創設者たちが、「コーヒーを作るよりも人を造れ」を叫んだ成果は、現在において実を結んでいるといえる。

海外移住組合連合会とブラジル拓植組合

1927年(昭和2年)3月、海外移住組合法が公布された。この法律は集団自作農移住者

の送り出し振興を目的として制定されたもので、この法律に基づいて設立された海外移住組合連合会は、ブラジルの現地代行機関としてブラジル国法に準拠した、「有限責任ブラジル拓植組合」(Sociedade Colonizadora do Brasil Limitada、通称「ブラ拓」)を設立した。

この「ブラ拓」が開設した移住地が、バストス、チエテ、トレス・バラスの3移住地である。

これらの移住地に対する入植の資格は、

「農業経験者で、移住組合員およびその家族で、組合加入金50円を納入し、家族構成は労働能力者3人以上、開拓資金として最小限1,600円以上を所持すること」

という、かなり厳格なものであった。

前述したアリアンサ地区の移住地も、熊本、富山地区は1928年(昭和3年)、鳥取地区は1929年(昭和4年)、それぞれの県の海外移住組合に肩替りされ、その数年後に海外移住組合連合会に移管された。また、信濃地区も1938年(昭和13年)にブラ拓の管轄に入り、その現地代行機関である「ブラ拓」は、前記バストス、チエテ、トレス・バラスとアリアンサの4移住地、すなわち南ブラジルの日本人集団移住地をその傘下に統合することになった。

一方、情勢の変化にともなって、連合会の事業を単なる移住地経営だけでなく、さらにそれ以外の経済活動に拡張すべきであるという意見が強まり、1937年(昭和12年)7月、「日南産業株式会社」が設立された。

この結果、「ブラ拓」は日南産業の現地代行機関となり、その組織も、商事部、銀行部、鉱業部、棉花部、技術部と拡大され、それぞれの部門は、ブラジル法にもとづく独立形態をとるに至った。現在の南米銀行は、ブラ拓銀行部の後身である。

パラグアイ拓植部

海外移住組合連合会の経営した移住地にラ・コルメナというパラグアイ国の移住地がある。日本人移住者の最大の受入国であったブラジルは、1934年(昭和9年)いわゆる二分制限法(在住者の2%だけ入国を許可するという法律)を実施した。このため日本人のブラジル入国は年間2,800人に制限され、新たな移住先国としてパラグアイが着目された。入植は1936年(昭和11年)5月から開始されたが、ブラジル拓植組合のパラグアイ拓植部が現地の指導を行なった。

入植は1941年(昭和16年)9月まで、すなわち、日米開戦の直前まで、28回に亘って行なわれたが、第2次世界大戦中の苦難をのりきり、戦後1954年(昭和29年)パラグアイ移住再開の受入基盤となった功績は大きい。

アマゾン河流域の開発

海路遙かにアマゾンの

バリンチンスに来てみれば

天の潤い地の恵み 生々としおおい立つ

原生林の広がりは一 アンデス以東三千里

後述する日本高等拓植学校の生徒たちに愛唱された歌の一首である。

アンデス山脈以東に広がるアマゾン河流域の開発は、ブラジル側の要望も強く、また南ブラジルに偏していた日本人移住者を北ブラジルの開発に向けようとするわが方の希望とも一致して、1926年(大正15年)に調査団が派遣された。

この調査結果にもとづいて、1928年(昭和3年)8月に設立されたのが、南米拓植株式会社(南拓)である。南拓はパラ州政府との間に、モンテ・アレグールおよびアカラー地区に約100万ヘクタールの州有地払下げ契約を結び、1929年(昭和4年)4月から入植を開

始した。

当初は、カカオ栽培を主目的としたが離散相つぎ、わずかに残されたビメンタ（こしょろ）栽培が、脚光をあびたのは第2次大戦終了後の1953年（昭和28年）以降である。

なお、現在海外移住事業団の経営するトメ・アズー移住地はこのアカラー植民地に隣接している。

南拓とは別に、アマゾナス州政府との土地払下げをした一団がある。パリンチンスを中心とした、アマゾニア産業研究所である。1930年（昭和5年）10月に設立されたこの機関は、1935年（昭和10年）9月に、アマゾニア産業株式会社に改組されたが、ジュート（黄麻）栽培を目的とした。入植は1930年（昭和5年）9月から開始されたが、その主

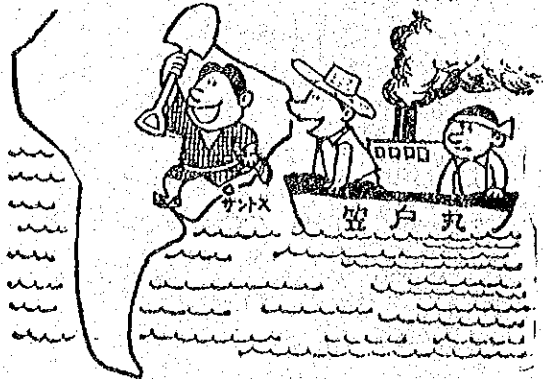
力は前述した日本高等拓植学校出身の若い青年たち（高拓生と通称）であった。当初困難をきわめたジュート栽培も、1934年（昭和9年）の新種育成に成功してから軌道にのり、1940年（昭和15年）頃から、アマゾンジュートとして国内需要はもとより、輸出産業にまで発展した。第2次大戦後、移住再開の第一陣は、1952年（昭和27年）12月、このジュート産業地域に向け日本を出発した。

もう一つ、1928年（昭和3年）9月に創立されたのにアマゾン興業株式会社というのがある。この会社はマウエスを中心として、グアラナー（不老長寿の木の実）栽培を目的として事業を開始したが、計画どおりにはこぼさず、1940年（昭和15年）3月、前記のアマゾニア産業株式会社に併合された。

榎本武場 メキシコに植民地を購入、メキシコ移住始まる(1897年・明治30年)



第一回ブラジル移住 (1908年・明治41年)



(5) 国策満州開拓

「28年ぶりのうれし泣き。旧満州開拓団の孤児16人帰る。日本語も忘れ出迎えの父親らと抱合う」。

1973年(昭和48年)1月9日付のサンケイ新聞は、7段抜きの大見出しでつぎのように報じた。

『第2次大戦中、満州開拓団として中国に渡り、混乱の中で生き別れになっていた親子が、8日夜、東京・羽田空港で28年ぶりに抱き合い、涙の対面をした。このよる、なつかしい故国の土を踏んだのは、4家族16人。(中略)その中の一人、馬淵保男さんは、昭和13年4月、父親の尚安さん(63)＝長野県北安曇郡松川村＝につれられ一家6人で旧満州国三江省樺川県の開拓村に渡った。ところが終戦直前、尚安さんが現地招集され、20年8月には頼りとする母親ふみさん(同年病没)ともはぐれ、中国人に預けられた。八歳の時だった。』(後略)

第2次大戦が終ってすでに28年を経過した今日、このような悲劇を残している「満州開拓」とは、どのようなものであったのであろうか、その経緯を簡単にふり返ってみよう。

日本人の満州進出

日本人が満州(現在の中華人民共和国の北東部一吉林、遼寧、黒竜江省)に進出し始めたのは、1897年(明治30年)頃からである。日清戦争後帝政ロシアはいわゆる三国干渉によって、南満州に利権を獲得して進出をはじめた。

それ以前、シベリア鉄道の建設工事関係者およびそれに附随した接客婦(娘子軍、ムスメ、からゆきさんなどと呼ばれた)、さらにニコライエフスク附近の漁業者など、1901年(明治34年)には、ウラジオストックを中心

とした日本人のシベリア在留者は4,326名に達したと報告されている。

これらの日本人は、ロシアの南満州進出とともに、影の形にそのように満州への移動を始めた。1902年(明治35年)の在牛荘日本領事館の調査によれば、同年1月現在、在満州日本人の総数は1,902名となっている。

このように、初期の在満日本人は主としてロシア領シベリアから、ロシア人の進出に従って移動してきたのであるが、日本人が本格的な満州進出を始めたのは、日露戦争後である。すなわち、1905年(明治38年)9月、ポーツマスにおける日露講和条約の結果、日本は北緯50度以南の樺太を新領土とし、関東州の租借権および南満州鉄道の経営権をロシアから継承し、同年10月には関東総督府を遼陽に設置し、徐々に軍政を民政に移管した。

南満州鉄道株式会社が設立されたのは、1906年(明治39年)11月であるが、同社は翌年4月から営業を開始し、日本は軍事的、行政的さらに経済的に南満州を席卷するに至った。

この結果、日本人のこの地域に居住するものも漸次増加していったが、とくに目立った増加を見せたのは、第1次大戦中、戦後および満州事変以後である。(次表参照)

年次	満州全域	(関東州および満鉄附屬地)
1906(明39)	16,612	(—)
1910(明43)	76,341	(61,934)
1915(大4)	101,565	(84,572)
1920(大9)	160,060	(135,470)
1925(大14)	187,988	(174,162)
1930(昭5)	233,749	(215,463)
1935(昭10)	494,708	(350,257)
1940(昭15)	1,065,072	(202,827)

(注) 1940年の()内人口は関東州居住者のみ

また、帝國統計年鑑によって、関東州および満鉄附屬地の日本人の職業分布を見ると、

職 業	1930 (昭 5)	1935 (昭10)
農 業	971	1,112
水 産 業	275	552
鉱 業	1,841	2,773
工 業	14,888	28,742
商 業	17,946	33,191
交 通 業	16,279	23,814
公務自由業	17,632	29,512
そ の 他	3,402	7,115
家事使用人	1,545	5,781
無 業	803	1,779
従属者(家族)	139,881	210,902
計	215,463	345,273

このように、1930年代の前半まで、在満日本人の大部分は関東州および南満州鉄道の附屬地における都市生活者で、しかも農業従事者の数はきわめてすくなかったのである。

農業開拓移民振わず

農業移民を満州に送ろうという計画は、日本が満州経営に着手した当初からあった。初代満鉄総裁後藤新平は、満蒙経営の要諦として、第1に鉄道経営、第2炭礦開発、第3移民、第4牧畜業をあげ、10年間に50万人の移民を送るべしと強調した。また1909年(明治42年)2月、当時の外務大臣小村寿太郎は議会における外交方針の演説で、「みだりにわが民族を隔在せる他国の領域内に散布するをさげ、なるべくこれを一方面に集中し、その結合一致の力によりて、経営を行うことを必要とする」と述べ、新たに主権の拡張された満州および韓国(日韓合併は翌年8月)に移民を集中すべしと主張した。

これは当時、アメリカ移民は日米紳士協約、カナダ向けはルミュー協約の制限があり、またブラジル移民ははじまったばかりで前途の見通しつかず、日本の移民問題は暗礁にのりあげたような時代であったからでもある。

このような為政者の唱道にもかかわらず、現実には伴なわなかった。それにはいろいろな理由があげられよう。まず第1には、治安の問題がある。被征服民族として、長い間しいたげられてきた中国人民の中に根強くはびこっている民族自衛のための排日運動があった。生命の危険をおかしてまで為政者の国策の具になろうとするほど衆は愚でなかった。第2には、日本の投資が満鉄経営に偏っていたことである。南満州鉄道およびその沿線に対する日本の出資はおしげもなく行なわれた。このため満鉄従業員として渡満し、あるいは満鉄従業員相手の職業者は、相ついで渡満した。「ただ一本の鉄道線路にしがみつき、この線路からこぼれて来る利益に喰い下っていた」(入江寅次著邦人海外発展史)のが現実であった。さらに第3の理由は、生活程度の低い中国農民と競争できなかったことである。「毎朝歯をみがき、大便のあとに紙を必要とし、一週間に一度位は入浴したいという生活では、三つとも全く不用な満人農民にはとても対抗できない」(前掲書)ということである。

さらにもう一つの理由は、アメリカ、カナダなどの移住に一頓挫をきたしたものの、新しくブラジルという門戸が開けたことがあげられよう。1908年(明治41年)以降、年度により若干の相違はあるにせよ、毎年数千名がブラジルに渡航し、とくに昭和初期には平均1万5千人以上が移住している。

要するに、明治末期(1910年)頃から、昭和初期(1930年)頃までの約20年間は、満州に対する農業移民については、ほとんど見るべきものがなかったといえるのである。

武装移民と試験移民

ところが、1931年(昭和6年)9月18日の満州事変の発を契機として、情勢は一変した。翌年3月には満州国が建国され、満州は

事実上日本の属国ないしは植民地となった。「満州に王道楽土を築こう」というスローガンが日本国内を風靡した。この時局に便乗して、満州に移民を送ろうとする計画を発表した民間団体が、1932年(昭和7年)だけで75を数えるに至ったという。この中には土地だけでもただで貰っておこうという、時局便乗型のずい分いいかげんなものもあったらしい。そのほとんどが、かけ声だけで消えていった。

一方、拓務省は、1932年(昭和7年)初頭満州移民計画の大綱をたて、同年10月から実行に移した。昭和13年拓務統計(昭和15年8月、拓務大臣官房文書課編)から、その実績を集計するとつぎのとおりである。

入植回次 (昭和年度)	入植地	開拓 団数	送付 戸数
1(7)	三江省	1	493
2(8)	三江省	1	494
3(9)	北安省	1	298
4(10)	東安省	2	500
5(11)	東安省	4	1,000
6(12)	東安, 北安, 三江	19	4,159
7(13)	吉林, 竜江, 三江, 滨江, 北安, 東安	22	4,792
8(13)	三江, 北安, 滨江, 牡丹江, 竜江, 吉林	40	1,066
1~8次(7~13年度)計		90	12,802

1~8次の主な出身県は、長野(1,392)、山形(1,195)、宮城(1,022)、新潟(640)、福島(564)、群馬(544)、熊本(463)、埼玉(425)、秋田(418)、茨城(407)などで、これら10県で全体の55%を上廻っている。また、1939(昭和14年)4月末現在、これらの開拓団の総人口は24,298名と報告されている。

しかし、この拓務省移民の原案を作成したのは、実は加藤完治のグループであった。この間の事情を、満州開発40年史補巻(1965年1月、満史会編)は次のように述べている。

『昭和6年9月18日、関東軍が満州で権力を握りはじめると、直ちに満州移民の計画

が発表され、その数は百数十件にのぼる盛況であった。わけても加藤完治(茨城県友部の国民高等学校長)は、ときの農林次官石黒忠篤、農林省農務局長小平権一、京都帝国大学教授橋本伝左衛門、東京帝国大学教授那須皓氏等と結んで、彼の年来の夢であった大陸移民をこの機に乗じて実現しようと「6千人移民案」を立てた。

加藤グループの活躍によって、この案は当時の拓務省案として10カ年40万戸入植計画となった。その内容は自作農として入植させること、入植前内地または現地で特殊訓練を施すこと、補助金をあたえること、農村の二、三男を入植させること、が主なものであった。(中略)

一方関東軍は昭和7年1月奉天で「移民会議」を開いたが、この会議に加藤グループの那須、橋本両教授が参加している。またこの頃満鉄は、調査機能を結集して「経済調査会」を設置し、その第5部を「移民班」、第2部を「農林班」として、「人口的勢力の扶植」についての調査研究を担当することとした。この年7月には農林班は、「開拓民農地の選定及び取得対策案」を作成したが、それによると「農耕適地はすでに中国人に占拠されているため、理想的な移住地を取得するには原住民の既耕地の強制収用以外にない」との結論に達していた。これは後に見る通り事実となってあらわれるのである。

この年7月加藤完治は渡満し、奉天北大営に移民訓練所設立準備に着手している。

前出拓務統計の第1~5次移民は武装移民または試験移民と通称された。これはその大部分が在郷軍人から構成されていたからである。もちろん内地出発時(第1, 2次は拓務省神戸移住教養所に集結し神戸から出発、3次以降は敦賀から渡満)に武装していたわけ

ではないが、隊長は陸軍将校で、隊員は軍服（階級章なし）を着用し、現地到着後、銃器弾薬などの兵器を与えられた。これらはいずれも、関東軍の強い要請によったものである。現に第1次武装移民などは、佳木斯屯墾第一大隊とよばれ、治安の悪い北満州永豊鎮に入植し、現地中国軍（馬賊、匪賊と呼ばれた）の抗日反満戦争の犠牲となったものも数多くふくまれている。なお、家族は日本に残し、あとで呼寄せるといった方法がとられていた。

20カ年100万戸移民計画

前述したように、1936年（昭和11年）までに第5次、合計9開拓団、2,785戸の武装・試験移民が送出されたが、これらの実験から大量の日本農民の移住が可能であるという結論が得られた。

1935年（昭和10年）12月、満州拓植株式会社（資本金1,500万円、昭和12年9月、満州拓植公社に改組、資本金5,000万円）が設立され、翌年11月には、その日本側機関である財団法人満州移住協会が東京に発足した。

1936年（昭和11年）8月、当時の広田内閣は、昭和12年から4期に分けて向こう20年間に合計100万戸、一戸あたり5人家族として500万人の日本農民を満州に送ろうという計画を樹立した。

- | | | |
|-----|-----------|------|
| 第1期 | 昭和12～16年度 | 10万戸 |
| 第2期 | 昭和17～21年度 | 20万戸 |
| 第3期 | 昭和22～26年度 | 30万戸 |
| 第4期 | 昭和27～31年度 | 40万戸 |

世にいう「20カ年100万戸移民計画」である。この間の事情を再び、満州開発40年史によれば、

『昭和11年5月、日満開拓関係各機関は新京に参集、以来東京、新京において数次会議を重ねた結果、日本政府は同年8月25日当時の広田内閣のいわゆる10大國策の一として閣議決定をし、満州国政府においても

同様國策として決定した。更に用地取得に関する根本方針、自由移民取扱規則の制定を終り、ここに20カ年100万戸計画が樹立されたのである。この計画は今後満州国人口は20カ年に5,000万人に増加するものと推定、その約1割500万人100万戸を日本人開拓民によって占めるため、昭和12年以後20年間に入植せしめようと企画したものである。更にこれを日本側から見るときは、当時の日本農家戸数560万戸を4期に分け、第1期5年10万戸、逐次各期10万戸を増加して、20年後に100万戸を減らそうとする計画であった。この基本方策の決定まで行なわれた日満開重大開拓会議の主なるものは、昭和9年11月25日から12月5日までの10日間に亘って、関東軍特務部主催の第1回開拓民会議、並びに20カ年100万戸計画決定の昭和10年6月の第2回開拓民会議である。

満州開拓関係機関

満州開拓は國がその國策として行なったものである。第2次大戦前の日本では「軍・官・民の一致協力」という言葉がよく使われたが、満州開拓などはその好例といえよう。もっとも、この時代は軍の力が絶大で、軍の前には官も民も摺伏せざるを得なかったのが、実状であるから事実上のリーダーシップは、軍（関東軍）が持っていたと見るのが正しいかも知れぬ。しかしながら、軍がいかなる組織を持ち、どの位の子算を注入したか、とくに満州開拓の場合、軍の機密費がかなり流れていると思われるふしがあるが、残念ながらその正確な具体的資料が見出されない。

手許で利用し得る史資料、例えば満州年鑑（昭和20年版、満州日報社編）、満州国現勢（康德10年〔昭和18年、1943年〕版、満州通信社発行）、満州開発40年史（1964.1～65.1、満史会編）などを参照しながら、その大要を

記述するに止めよう。

(満州開拓公社)

1935年(昭和10年)12月設立された満州拓植株式会社(資本金1,500万円)が改組されたもので、資本金5,000万円で、1937年(昭和12年)8月、日滿両国法人として設立された。主な出資者は政府、満鉄、三井、三菱、住友、東拓で1941年7月現在の払込資本5,750万円。その主要業務は、同公社定款第条によれば

- (1) 開拓地の建設及び経営に関する助成輔導
- (2) 開拓民に必要な資金の貸付
- (3) 開拓民に必要な物資の配給
- (4) 開拓地生産物の販売斡旋
- (5) 開拓用地の取得、管理及び処分
- (6) 開拓民に必要な事業に対する出費及び金融
- (7) 前各号の事業に付帯する業務

これらの事業を行なうため、公社は新京に本社を、東京および京城に支社を、哈爾浜、牡丹江、吉林、奉天、扎蘭屯、延吉(いずれも当時の地名)に地方事務所を設置した。

さらにに地方事務所の管下に出張所、弁事所、農場を設けていた。本社の機構は総裁室のほか、開拓部、土地部、需品部、工務部及び監察役からなり、別に需品事務所、農機具修理工場などを設置した。

(財団法人満州移住協会)

日本における満州拓植公社の姉妹機関設置の必要上、公社の前身であった満州拓植株式会社設立とほぼ同時期の1936年(昭和11年)11月東京に設立された。この協会は満州開拓事業の統一ある発展を助成し、併せて満州産業開発に資することを目的とし、つぎのような事業を行なった。

- (1) 開拓事業の促進並びに後援
- (2) 開拓事業に関する調査宣伝及び紹介

- (3) 移住者斡旋
- (4) 移住者の訓練
- (5) その他開拓事業達成に必要な事項

(満蒙開拓青少年義勇隊<軍>)

開拓国策を遂行する上において、単に成年開拓者の入植のみでなく、純真な内地の青少年を現地において訓練し、国策の第一線に立たしめることは、極めて重要な問題であるとされた。このような見地から、1937年(昭和12年)7月、「義勇隊要綱」を決定し、義勇隊の送出計画が樹立された。その内容は昭和13年度以降5年間に20万人の大量入植を行なおうとするものであった。

青少年義勇隊の内地における訓練は拓務省の委任により満州移住協会が担当し、さらに現地で3年間に亘って開拓農民に必要な心身の鍛錬を行ない、満州国建国の精神の徹底と農業技術を習得させ、理想的な開拓農民を育成することを目的とし、終戦時には94カ所の訓練所が設置されていた。渡満当初の青少年はまず大訓練所に収容され、ここで一カ年間開拓民としての基礎訓練を受け、その終了をまってさらに甲乙いずれかの実務訓練所に入所して、大訓練所の基礎訓練と一貫した農事実際訓練を2年間実施することになっていた。義勇隊の訓練内容や訓練所の生活については、「日本残酷物語」現代篇2(昭和37年4月、平凡社)や上笙一郎著、「満蒙開拓青少年義勇軍」(中央新書、昭和48年2月)に、記述されているが、水戸市郊外の内原訓練所、現地の大訓練所(嫩江)における彼等の生活は、すべて軍隊式で16、7歳の少年にすぎなかった彼等にとっては、相当きびしかったらしい。新満州の建設、日本帝国発展のためという希望と熱意にもえながら、日夜真剣に訓練にはげむ一方、彼等の間で歌われた数え唄の中に、その心情の一端をうかがうことができる。

一つとせ 人に知られた義勇隊

勝手なわがまま できやせぬ
 三つとせ 昔さんおれらは大和魂
 ただの苦力(クリー)と思うなよ
 四つとせ 四時半のラッパに起されて
 お日々ふきふき起きました
 六つとせ 向こう通るは汽車自動車
 乗せて帰れよわが故郷

なお、日本国内では義勇軍とよばれていたが
 現地ではソビエト連邦を刺激しないように、
 義勇隊と名称をかえたという。

(その他の関係機関)

上述の他に、日本側としては拓務省拓北局、
 各都道府県、市町村にそれぞれの担当部課が
 設置され、満州国側としては、開拓総局、各
 省の開拓庁、各県旗には開拓科がおかれた。
 また、開拓研究所(満州国興農相直屬)、南満
 州鉄道株式会社、満州農地開発公社、満鮮拓
 植株式会社、東洋拓植株式会社、開拓指導員
 養成所、開拓保健団、満州建設勤勞奉仕隊、
 報国農場、開拓女塾などの諸機関が有機的に
 結合して、それぞれ調査研究、援護、訓練講

習などを担当していたが、その内容は省略す
 る。

満州開拓の教訓

1945年(昭和20年)8月の敗戦とともに、
 これらの構想や機構は一挙に壊滅した。その
 功罪の解明は、まだ歴史の審判が終了してい
 ない点もあり、一概には論じがたい。しかし
 ながら、「敗戦時、102,239戸、220,968人
 にのぼった開拓者のうち、東北で死亡した数
 46,000名、シベリヤ等ソ連抑留者34,000名、
 行方不明36,000名で、無事日本に引揚げるこ
 とのできた人は、半数の110,000名にしかす
 ぎない」といわれている峻厳な事実、海外
 移住の歴史の上に大きな教訓を残した。

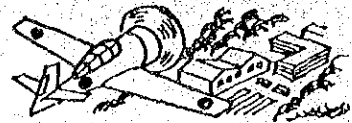
一般巷間に伝えられるその教訓は

- (1) 領土拡張のための海外移住はやるな
- (2) 現住民の利権を侵す海外移住はやるな
- (3) 国家権力による強制的な海外移住はやる
な
- (4) 短兵急な海外移住はやるな
などである。

満州開拓移民はじまる(1931年・昭和6年)



大平洋戦争はじまる(1941年・昭和16年12月)



2. 第2次世界大戦後

(1) 移住再開と民間団体

1945年(昭和20年)8月15日、第2次世界大戦は終了した。焦土と化した日本本土には、朝鮮、台湾、樺太、関東州、南洋群島などの旧領土、満州国、中国大陸、南方諸地域などの占領地区から続々と引揚者、復員軍人が帰ってきた。その数約630万人。(次表参照)

もともと、狭隘だった国土がさらに縮小され、そこに引揚者と復員軍人がみちあふれた。戦争中の空白をうめるかのように出生率は上昇し、人口は急激に増加した。食糧は極端に不足し、ヤミ市の中を浮浪者がさまよっ

た。物価は急騰し、悪性のインフレーションが起った。

タブーだった海外移住

このような社会情勢を背景に、海外移住協会は発足した。1947年(昭和22年)10月31日、東京工業倶楽部で行なわれた発会式には、衆議院議長松岡駒吉を代表とする発起人28名、有志6名が参加し、海外移住に関する調査、啓蒙、関係方面に対する移住再開の陳情、再開の方途の検討を開始した。

また、1950年(昭和25年)7月には、石川

引揚者と復員者の人数(厚生省資料から集計)

地 域	20~21年	22年	23年	24年	20年~44年計
ソ 連	5,000	200,774	169,619	87,416	472,939
千 島, 樺 太	5,613	168,111	114,156	4,710	293,478
満 州 州	1,010,837	29,714	4,970	4	1,045,527
大 連	6,128	212,053	4,914	2,861	225,955
中 国 国	1,492,397	3,758	4,401	102	1,534,863
香 港 港	19,050	147	14	11	19,347
北 鮮 鮮	304,469	16,779	1,295	3	322,585
南 鮮 鮮	591,765	1,425	1,150	1,041	596,934
台 湾 湾	473,316	4,958	775	255	479,544
本 土 隣 接 諸 島	62,389	0	0	0	62,389
琉 球 球	64,396	3,484	996	490	69,416
關 領 東 印 度	0	14,841	637	112	15,593
仏 領 印 度 支 那	31,583	286	123	45	32,303
太 平 洋 諸 島	130,795	103	4	4	130,967
比 島 島	132,303	457	116	41	133,122
東 南 ア ジ ア	623,909	86,379	346	51	711,506
ハ ワ イ	3,411	1	100	80	3,659
オーストラリア	138,167	487	8	18	138,843
ニュージーランド	797	0	0	0	797
計	5,096,325	743,757	303,621	97,244	6,289,767

(注) 全数のうち 3,107,403名(49.4%)は軍人、3,182,364名(50.6%)は一般引揚者

一部を会長とする「海外移住促進協議会」が設立された。この両者は1952年（昭和27年）7月合体して、社団法人海外移住中央会（会長石橋湛山）となり、さらに発展して1954年（昭和29年）1月、後述する「財団法人日本海外協会連合会」に大同団結するわけであるが、この他にも、旧海外移住組合連合会（1950年4月1日付、法律をもって廃止された）関係有志による「海外渡航問題調査会」などの海外移住再開推進を目的とした多くの団体が各地域に設立された。

これら団体の運動は、連合軍の占領下という特殊事情のため、かなりの制約を受けたがその間の事情を、海外移住協会理事鳥谷寅雄は、その機関紙「海外のとびら」（48号、昭和28年10月25日）に、戦後移民運動発展小史と題して、つぎのように発表している。

『今から考えると不思議なようだが、当時は移民問題を論じることは長略主義復活の主張と同義語の如く錯覚され、いわゆる識者でさえ占領軍から誤解されることを恐れていた。この銀座教会といういささかふさわしからぬ場所を会場に選定した理由も、（筆者注、昭和22年12月25日に行なわれた海外移住協会の創立総会を指す）実は占領軍に対する配慮からであった。（中略）』

海外協会の運動が連合軍から歓迎されないことは私達としては、当初から予期していた。それは、創立準備中、占領軍総司令部から、発起人代表を引受けられた賀川豊彦氏に対し、非公式に辞退の勧告があった際容易に推測できた。

しかし、海外移住協会は世界の正義、公平の理念に立脚し、日本民族の海外への再発展という目的達成のため国民運動を起したのであるから、日本民衆は当然この運動に好意、すくなくとも強い関心の払われることを期待した。しかるに、当時民衆は全く風馬牛であり、何等の反応をも示さな

い。もっとも20年、30年と長い間平穩に海外にいた人々でさえ、単に日本人なるがゆえに強制送還をされたという冷厳な日本占領政策の現実から考えれば、当時の日本人が海外への再進出など夢想だにできなかったことも無理からぬ。

この結果、海外移住協会として先ずこの民衆の絶望感を打破するため、日本移民に対する海外諸国の好意獲得に活動の重点を置かなければならなかった。しかし、当時外務省では移民問題をタブーとしており、もし公的発言の必要に迫られるときは寧ろ消極的意見を漏らすことを常としていた。この内幕をいえば、終戦後、ほぼこの協会設立と前後してと思うが、外務省管理局で将来に備えて移民問題を研究することになり、定期的会合を開き始めたところ、これが占領軍に伝わり、責任者が嚴重な戒告を受けたという事件があった。（後略）』

要するに、この当時の海外移住運動は、敗戦による国内の混乱、国民感情の畏縮、占領軍の制約という悪条件が重なって、鳥谷の表現をかりると「荊棘の第一歩」を踏みだしたわけである。

しかしながら、漸次世情もおちつき、1949年（昭和24年）5月には衆議院本会議で「人口問題に関する決議案」が提出され、「海外移住に関し、その研究調査を行なうとともに関係方面にその援助をあらかじめ懇請すること」が可決された。

24年3月には、外務省管理局経済課は秘文書で、「日本人移民に関する将来の諸問題」という小冊子を刊行した。

1950年（昭和25年）3月18日には、海外渡航技術者連盟（総裁吉米地義三）が発足し、日本人技術者を海外に派遣しようとする運動を開始した。

これらの組織的な運動とは別に、海外に在留する日本人の近視者の呼寄せは、1946年

(昭和21年)頃から開始された。

これについての日本側のはっきりした統計はないが、例えばブラジル国の受入統計によれば、1946年(昭和21年)6名、47年(22年)1、48年(23年)1、49年(24年)4、50年(25年)33、51年(26年)106、52年(27年)261名となっており、また沖縄からアルゼンチンに呼寄せられたものは、1948年(昭和23年)に33名、49年に118、50年に303、51年に653、52年に270名という数字が残っている。これらは、いわゆる自由渡航者で渡航船賃は自弁であり、組織的な移住者取扱機関はほとんど介入していない。

ブラジル移住の再開

これらの雰囲気の中で、1951年(昭和26年)8月2日アマゾン産業研究所理事長上塚司はブラジルに飛んだ。彼の渡伯の目的は、彼自身が、「海外へのとびら」31号(昭和27年1月10日号)に書いているとおり、移住者送出国が第1の目的ではなかった。

『アマゾンに飛んだ目的の第1が、かねて伯国政府より交渉のあった日伯合弁による麻袋会社設立の具体化にあることは勿論だが、次にできるなら、この機会にアマゾン移民復活の可能性の有無を打診したいと思った。しかし乍ら、講和前ではあるし、かつ、かねてから、移民問題は差し控へた方がよいとの意向が外務省筋にあるので、この点特に慎重な行動を要すると考えた。8月6日パラ州首都ベレン飛行場に到着の際、パラ州統領代理、商業会議所会頭等多数の官民代表が出迎えたが、その人々の第一の質問が肝心の麻袋会社のことを抜きにして、日本人移民は何時くるかであったのには唖然とした。つぎにグランドホテルに到着すると、そこに3社の新聞記者が待ちかまえてインタビューしたが、自分の麻袋会社の説明の終るのを待ちかねて、先づ日

本人移民はアマゾンにくるかとの質問を發した。それに対し自分が慎重な返事をした処、甚だ不満の顔色で帰った。この再度に亘る移民問題に対する伯国人と自分の心構えの喰い違いは自分をひどく驚かしたが、然しこれを皮切りとし、その後屢次行なわれた朝野有力者とのこれに関する会談は、自分を始め母国の人々の心構えの誤りをはっきりと示した。(後略)』

ブラジル側の意外な熱心さに一驚した上塚は、早速移民計画書を作成し、パラ州およびアマゾナス州の州統領と協議し、その賛同を得て、リオ・デ・ジャネイロに飛んだ。

9月27日、ブラジル大統領ヴァルガスに会見した上塚と辻小太郎(アマゾニア産業の現地支配人)はアマゾン河流域のジュート増産のため日本人移住者を送出することを懇請した。第2次大戦前、上塚が主宰したアマゾニア産業株式会社が、アマゾンにおけるジュート産業の原動力であり、かつその産業がブラジル経済に大きな地位を占めつつある事実を知るヴァルガスは、上塚の申入れを受理した。

上塚の計画は、今後5ヵ年間に5,000家族の日本人移住者をアマゾン河流域に導入しようとするものであった。(この計画を辻椿と通称)

これとは別に、かねてからヴァルガスの在野時代から親密な友人関係にあった、サンパウロ州マリリア在住の松原安太郎に対し、中部ブラジル地域に対し4,000家族導入の許可が与えられた。(この計画を松原椿と通称)

これらは、ブラジル移植民審議会の審議を経て、正式には1952年(昭和27年)8月18日付をもって許可されたが、ここにおいてブラジル移住の開始が本格化したわけである。

なお、上記辻、松原椿のほか、この時期に許可された入国椿はつぎのとおりである。
○1951年(昭和26年)12月、宮坂国人に対し

パラグアイ政府が与えた120家族

- 1953年(昭和28年)8月, パウリスタ養蚕組合に対する200家族
- 1955年(昭和30年)1月, コチア産業組合に対する1,500人

外務省は, 1952年(昭和27年)6月, 農林省に対しアマゾン移民の募集選考を依頼し, 渡航費(船賃)の貸付制度を実施した。

日本側送出機関としては

辻村関係 アマソニア産業研究所

(理事長上塚司)

松原幹関係 和歌山県海外協会

(会長 泉知博)

同上 日伯協会(会長大阪商船社長)

を指定し, それぞれに対して渡航事務委託費を交付し, 渡航費を貸付けた。

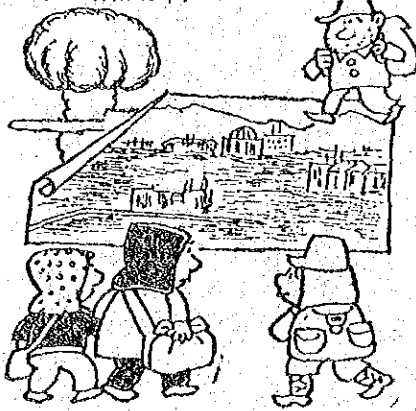
また, 現地受入機関として

辻村関係 アマソニア拓植協同組合

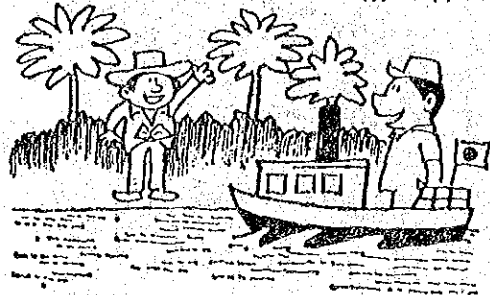
松原幹 日本拓植協同組合

が設立された。

第二次世界大戦終了、外地から600万人引揚復興員(1945年・昭和20年)



移住再開アマゾンに入植(1952年・昭和27年)



(2) 日本海外協会連合会

社団法人 海外移住中央協会

第2次大戦前、府県には「海外協会」があった。これらの海外協会は、大正の始め頃から設立され、昭和の初期には殆んど府県が、この協会を持つに至った。長野県の信濃海外協会や熊本、富山、鳥取県海外協会のように、直接植民事業を行なったものもあるが、その他は海外移住事業の普及啓蒙や在外県人会との連絡を行なう程度で、移住者募集などを行なう、いわゆる「移民取扱人」ではなかった。これらの海外協会は第2次大戦中、その活動を完全に停止していたが、名称だけは存在しているものが多かった。

前述したように、第2次大戦後、海外移住を再開しようとする運動は、1947年（昭和22年）10月設立された海外移住協会にその端緒を求めることができるが、同協会の呼びかけに対して、神奈川、熊本、徳島、滋賀、新潟、鹿児島などの各県が支部を発足させ、さらに北海道ブラジル協会、宮城県および信濃海外協会などが、設立または再発足するに至った。1951年（昭和26年）9月、サンフランシスコにおいて対日平和条約が調印され、さらにアマゾン移住再開の目途の見通しがつくなど、国際国内情勢も好転し、1952年（昭和27年）6月、既存の海外移住運動の諸団体は、大同団結して「社団法人海外移住中央協会」を組織するに至った。

この間の事情を、鳥谷寅雄は前出の資料につきのように書いている。

『昭和26、27年にかけて、対伯大量移民の途が開かれる形勢を見た有志は、東京に移民中央団体を自称する団体を続々結成した。これらの団体中には、那須浩氏の国際濃友会、降旗徳彌氏の日伯文化協会など、

有名人名を中心としたものもあり、各県海外協会などは各団体からそれぞれの筋をたどって連絡があるので、その帰趨に迷うに至った。

この中央団体濫立の弊は、単に国内的に止まらないで次第に国際的にも及んだ。当時海外各国を一巡し帰国された伊藤速史氏は私に対し、海外各国は日本の多くの団体から呼びかけがあり困っているとの苦情が強かった旨を告げられた。

しかし乍ら、当時の外務省はこの情勢に対し積極的な対策を講じる気配が見受けられないので、海外移住協会は内外の要請にかんがみ、財界の有力者に働きかけ、その協力により諸団体統合をはかり、濫立の弊を除こうと努力を始めた。

かくして、十数回の各界首脳者の会合と幾多の紆余曲折を経てこの試みは一応成功し、社団法人海外移住中央協会はかくして昭和27年6月17日の創立総会において誕生したのである。（中略）

社団法人の認可は8月であったが、この認可に関連し、外務省は中央協会の当初予定していた移民送出業務の削除を希望した。これに対し中央協会側が深く考えもせずこれに応じたが、今日移民送出の中央団体として中央協会がその儘あたれないという禍根はここに胚胎していると私は考える。

なお、中央協会は政財界首脳者を網羅して結成される団体であるから、政治的、財政的活動能力は十分保有しているが、地方との連絡が乏しく、また実務に堪能な人物が不足しているため、応急的措置として海外移住協会が全責任をもって、地方との連絡と宣伝啓蒙等の実務を代行して今日に至

っている。』

移住団体統合の動き

1952年（昭和27年）12月28日午後4時、移住者17家族54名を乗せたさんとう丸は神戸を出港した。アマゾン産業研究所を送出主体とする、アマゾン河流域のジュート栽培に従事する移住者の一群である。翌53年（昭和28年）5月15日には、ルイス号で23家族112名の和歌山県海外協会抜きの移住者が、ドラードスに向け出発した。さらに

6月18日、チチャレンカ号、25家族129名

6月25日、あめりか丸、79家族492名

7月31日、あふりか丸、76家族477名

とブラジル向けの移住者は、その数を増していった。

外務省では、激増する移住業務を処理するため機構の整備を急いだ。

1951年（昭和26年）12月、欧米局第2課に設けられた移民班を、53年（28年）9月に移民課とした。52年（27年）10月には、戦争中に閉鎖されていた神戸移住教養所を神戸移住幹旋所と改称して復活し、乗船前の宿舎とした。53年（昭和28年）8月には、海外移住に関する重要事項につき外務大臣の諮問に答えるため、外務省に民間委員20名からなる海外移住懇談会をおいた。また、52年（昭和27年）11月には、衆参両院議員約150名によって、海外移住促進議員連盟が結成された。

1953年（昭和28年）10月、外務省は、現存し、また今後続いて発足するであろう各府県の海外協会の中央機関として、日本海外協会連合会を設立し、これに移住実務を一元的に行なわせようという案を、海外移住懇談会に諮問した。同懇談会は直ちにその案に賛意を表明し、併せて外務省に移住局を設置すべしと決議した。〔移住局は1955年（昭和30年）7月に設置された〕

機は熟した。政府側の意向と民間側の要望

が合致した。1953年（昭和28年）11月16日、財団法人日本海外協会連合会設立発起人総会は衆議院第2議員会館第1会議室で、10時に開会が宣せられた。各県海外協会を主体とする21団体、個人の発起人28名が参加した。その設立趣意書はつぎのように述べている。

『日本の海外への原は、講和発効と共に漸く開かれ、人口過剰に悩んでいるわが国民に一筋の光明が与えられて来た。しかも、わが国の民主化と、在外同胞の勤勉とが認められ、客観情勢は漸次好転し、特に南米ではブラジルを始め各国から相当多数の移民招聘が来ている。

然るに、国内における民間移民諸団体の現状は、社団法人海外移住中央協会をはじめ、各都道府県の海外協会等も未だその内容が充実せず、かつ全国的に統一されていないため、移民送出機関として実務を取扱う段階には至っていない。

これがため政府は自ら移民の事務を取扱ってきたが、移民の数が急激に増加し、しかも優秀な移民を確保するには、啓蒙宣伝を徹底せしめる必要上、一切の業務を官庁のみで実施する方法は、必ずしも最善とはいえない。また、実際に移民の選考から定着するまでの複雑な事務の遂行は、強力な民間団体の協力があって、はじめて成功するものであることは、諸外国の例を見ても明らかなことである。

海外移住に関する連合会結成の議は、既に各地方の海外協会においても、その必要が主張せられ、また、社団法人海外移住中央協会においても、役員総会において、これを決議し、各府県の海外協会等を打って一丸とする、財団法人日本海外協会連合会の結成を促進し、以て移民送出の民間中枢機関たらしむべく、先に外務大臣に請願書を提出したのである。

最近外務省に設置せられた海外移住懇談

会においても、移住局の設置とともに、財団法人日本海外協会連合会を設立し、政府と表裏一体となって、移住に関する事務を行なわしめることが急務である旨の答申が決議せられ、外務省の方針も、同連合会設立を認可することに決った次第である。』

また、この日の岡崎勝男外務大臣の祝辞が、当時の雰囲気伝えてるので、その一部を引用しよう。

『ご承知のとおり、本年はすでにブラジルに対し、1,210名の計画移民を送出し、更に12月下旬までに250~260名の移民を送出するわけですが、この他に呼寄移民として、同じくブラジルに渡航いたしますものが、2,000名位には達する見込であります。従って本年ブラジルに参ります者は合せて3,500名に近いことになるのであります。勿論、明年におきましては更に多くを期待し得るのでありますが、ここに皆様に喜んで頂けると思いますが、南米ではこのブラジル以外の国にも、日本移民受入れの声が高まってきつつあることでありまして、明年度においては、これが漸次具体化してまいる気運にあるということでもあります。

しかしながら、移民送出手は単に数の多きを以て足れりとするものではないのでありまして、実はそれ以上に大切なことは移民の質の吟味であります。

その精神、体力、能力において、真に異境開拓者たるの適格者を詮衡して、これを送出するというのでなければならぬのであります。しかるに既に送出した移民の事例によりますと、この点について少なからぬ遺憾事があり、私共その責任を痛感いたしますと共に、今後における移民詮衡の重要性をいよいよ痛切に感得している次第であります。(中略)

本日の会合を基礎として設立されます

財団法人日本海外協会連合会は、各都道府県における構成団体の母体として、傘下の各構成団体と共に、当分の間は主として移民送内の国内業務を担当するわけですが、わが国における移民事業の重要性を思う時、その使命は極めて重大であると申さねばなりません。

何とぞ、設立の暁におきましては、高邁なる識見と細心の注意をもちまして、わが国移民事業の推進力として、その任務に邁進せられんことを祈つてみせません。』

海外協会連合会の発足

発起人総会は、会長に村田省蔵を推せんすの旨の意志表示を行ない、正式認可までの世話人として、坪上貞二(元大使)、永田稔(力行会会長)、那須浩(国際農友会会長)、降旗徳弥(衆議院議員)、上塚司(同)、加藤勘十(移住懇談会委員)、小平権一(元農林次官)の7名を選んだ。

1954年(昭和29年)1月5日付で、外務省は財団法人としての設立許可を、日本海外協会連合会に与えた。(以下海協連という)

海協連は寄附行為の中で海外移住のあっせん及び援助を行い、且つ、海外移住の推進を図ることを目的とし、その事業として、第4条に

1. 海外移住に関する事業を行う在外における団体との連絡提携に関する事業
2. 移住者の募集、選考、教養、輸送、定着及びその指導援助に関する事業
3. 移住者に対する渡航費その他資金の貸付、及びその回収に関する事業
4. 移住に関する啓蒙、及び弘報に関する事業
5. 海外移住に関し主務官庁より命令せられ又は委嘱せられたる事業
6. その他、この会の目的を達するため必

要な事業、と定めた。

海協連発足後の当面の仕事は組織作りであった。発足当時の加盟団体はつぎの18県であった。

福島、三重、山梨、神奈川、山口、新潟、福岡、岩手、兵庫、和歌山、栃木、宮城県海外協会、群馬、青森、長崎県海外移住協会、熊本、信濃海外協会、富山県海外農業移民協会。役員陣容は、

(顧問) 一万田尚登、石橋満山、石川一郎
安井誠一郎、沢田節蔵、北島謙次郎、関 桂三

(理事、会長) 村田省蔵

(理事、副会長) 坪上貞二、上塚 司、降旗徳弥

(理事、理事長) 小平権一

(理事) 今村忠助、吉川久衛、勝間田清一、加藤勘十、梶原茂喜(以上政党内係) 石坂繁、林虎雄、岡田正平、小野真次、小沢太郎、内山岩太郎、青木理、岸田幸雄、杉本勝次、宮城晋四郎、金子正則(以上各県海外協会関係) 海本徹雄、西森久記、水川依夫、鈴木政勝、加藤義明、島谷寅雄、田原春次(以上有識経験者関係)

(評議員) 大竹作摩、小倉 豊、高辻武邦、小平重吉、国分謙吉、天野 久、北野重雄、永田 稔、伊藤武雄

(監事) 伊藤武雄、西岡竹次郎、千金良宗三郎

仮事務所は、千代田区三年町総理府内においたが、3月初め港区芝公園4号地4の日南産業株式会社建物の一部を本事務所とした。

1954年(昭和29年)2月に創刊された、海協連の機関紙「海外移住」に、会長村田省蔵はつぎのような所見を表明している。

『四つの小さな島に八千六百万人という尅大な人口をかかえて、現在の生活水準を落すことなく二十世紀の経済学の最大の課題の一つである、いわゆる完全雇傭の問題を解決し、更に講和によって課せられた幾多の国際的義務を完遂して行けるだけの経済的自立が、果して可能であるでしょうか。我々が当面する最大の課題は、実はこの日本の経済的自立如何という問題であります。

この日本の経済的自立ということは、要するにいかによればこの過大な人口を平和的に扶養していくことができるかという問題であり、そのパンの問題であります。このパンの問題は単に貿易一辺倒でこれを解決することは、ほとんど不可能でありまして、物の輸出(貿易)のほかに、更に人の輸出(移民)が積極的に行なわれることによって、はじめてこれを期待することができるのであります。

この意味において、戦後におけるわが移民問題は、わが国民の死活問題であり、それが日本の経済自立の上に占むる地位は、戦前よりも遙かにそのウエイトを増加していることは、否定し得ない事実であります。人間の海外移住すなわち移民ということは、これをそれがもつ経済的価値の面から見ますと、人力(マン・パワー)の海外投資ということに他ならないのでありまして、日本にはこれという天然資源もなく、また投資すべき資本もありませんが、投資すべき人力はあり余っているので、これを有効適切に海外に投資すること即ち移住せしめることは、受入国のためにも、また日本のためにも極めて有益な措置で、日本経済の自立上、極めて重要なファクターの一つであるといっても、過言ではありません。幸にして独立後日本移民進出の窓が再開せられまして、年と共に拡大されてきつつあることは、邦家のため慶賀に堪えない

次第であります。

今回、これが送川機関として設立されました本会の初代会長に就任しましたが、その責任の重大性を痛感している次第であります。』

海協連の組織と業績

1954年(昭和29年)2月22日、神田一ツ橋如水会館において、第1回評議員会および発会式が行なわれ、海協連は本格的な業務を開始したわけであるが、1963年(昭和38年)7月15日、海外移住事業団の発足までの約9年半、わが国海外移住の中核機関として果たした役割は大きい。

紙面の関係上、その業務の全体を記述するわけにはいかないので、年表式に簡単にその業績を振り返ってみよう。

<事務所>

- 1954(昭和29) 1. 5千代田区三年町総府内
1954(昭和29) 3. 10 港区芝公園4号地4
1956(昭和31) 5. 8 港区新橋1の18
堤ビル
1958(昭和33) 6. 19 中央区宝町2の6
宝町ビル
1962(昭和37) 10. 27 港区芝田村町1の8
日本酒造会館

<役員> (就任～退任、年号は昭和)

- 会 長 村田省蔵(29. 1. 5～31. 3. 15)
坪上貞二(31. 3. 23～37. 3. 31)
堀内謙介(37. 4. 9～38. 7. 15)
副会長 坪上貞二(29. 1. 5～31. 3. 23)
上塚 司(29. 1. 5～31. 3. 23)
降旗徳溜(29. 1. 5～31. 3. 23)
小平権一(29. 9. 10～33. 3. 31)
坂本竜起(29. 9. 10～33. 3. 31)
北村一男(31. 3. 23～33. 3. 31)
平川 守(33. 4. 1～35. 5. 23)

石坂 繁(33. 4. 1～38. 7. 15)

内山岩太郎(33. 4. 1～35. 5. 23)

理事長 小平権一(29. 1. 5～29. 9. 10)

仲内憲治(30. 11. 7～33. 6. 15)

森重干夫(33. 6. 15～38. 3. 30)

事務局長 坂本竜起(29. 9. 10～30. 11. 7)

常任理事 鈴木政勝(29. 2. 22～37. 5. 23)

海本徹雄(29. 2. 22～31. 3. 23)

青柳確郎(29. 9. 10～33. 3. 31)

鳥谷貢雄(31. 6. 5～33. 6. 5)

鶴崎多一(32. 5. 30～34. 1. 15)

伊藤卓也(33. 9. 25～35. 3. 31)

河野吉祥(34. 5. 22～38. 7. 15)

深沢正広(37. 5. 23～38. 7. 15)

<本部常勤者の数>

29年1月 11名、31年4月 32名

33年4月 44名、35年4月 53名

37年4月 58名

38年7月14日 55名(常勤理事、参与2を含む)ほかに外地支部に86名

<支部設置>

(年号は昭和、()内は支部設置前の移住者受入機関)

31年4月 ドミニカ支部

31年4月 サン・フランシスコ支部

31年7月 アマゾン支部(アマゾニア拓植協同組合、アマゾニア経済開発会社)

32年4月 リオ・デ・ジャネイロ支部
(松原安太郎代理人大谷晃)

32年4月 サン・パウロ支部
(日本拓植協同組合)

32年4月 パラグアイ支部
(日バ拓植協同組合)

32年4月 ボリビア支部
(ボリビア移住促進組合)

34年4月 アルゼンチン支部
(アルゼンチン拓植組合)

- 34年4月 コロンビア支部
 - 36年4月 ポルト・アレグレ支部
 - 37年4月 レシーフェ支部
- (注1) コロンビア支部は37年9月廃止。
 (注2) アルゼンチン拓植組合は現存。

<会員(地方海外協会)の拡充>

前述したように、海協連発足当初の会員は福島県以下18県であった。その後昭和29年中に14(秋田、山形、埼玉、千葉、静岡、石川、鳥取、島根、岡山、広島、香川、愛媛、大分、宮崎)、30年に5(茨城、岐阜、愛知、滋賀、鹿児島)、31年に3(東京、徳島、佐賀)、32年に5(福井、大阪、奈良、高知、北海道)、33年5月9日に京都が加盟し、全国の都道府県が全部出揃った。また、29年に日本力行会および日伯協会の二団体が加入している。

参考までに各県の海外協会の名称、設立年月日、法人認可年月日をあげておこう。(年号は特記ないものは昭和、(財)は財団法人、(社)は社団法人、記入ないものは任意団体)

名 称	設 立 年 月 日	法 人 認 可 年 月 日	備 考
北海道海外協会	32.11.30	36.8.14	(財)
青森県 "	28.7.9	37.1.29	(〃)
岩手県 "	32.4.1	—	—
宮城県 "	28.5.1	30.12.20	(財)
秋田県 "	29.8.24	29.10.8	(〃)
山形県 "	29.6.17	29.12.13	(〃)
福島県海外移住協会	31.7.20	31.10.18	(〃)
新潟県海外協会	29.10.1	29.10.18	(〃)
茨城県 "	30.1.24	37.9.29	(〃)
栃木県 "	29.3.26	29.12.17	(〃)
群馬県 "	27.12.21	35.3.11	(〃)
埼玉県国連海外協会	29.10.2	30.11.30	(〃)
千葉県海外協会	26.10.4	34.2.19	(〃)
東京都 "	31.3.6	31.3.6	(〃)
神奈川県 "	28.9.22	29.5.27	(〃)
山梨県 "	27.4.29	37.4.28	(〃)
信濃 "	大正11.1.29	—	—
静岡県海外移住協会	2.7.25	32.5.11	(財)

富山県 "	28.6.22	—	—
石川県海外協会	29.7.5	38.2.1	(財)
岐阜県 "	30.5.6	30.5.30	(〃)
愛知県海外移住協会	30.1.27	35.3.9	(〃)
三重県海外協会	27.7.4	30.10.7	(〃)
福井県 "	26.7.23	36.7.13	(〃)
滋賀県 "	30.6.3	—	—
京都府 "	33.3.10	—	—
大阪府 "	32.1.27	—	—
兵庫県 "	27.8.18	36.7.24	(財)
奈良県 "	32.2.23	—	—
和歌山県 "	28.7.17	28.7.17	(財)
鳥取県 "	29.3.22	—	—
島根県 "	29.11.29	37.3.24	(財)
岡山県 "	29.4.27	—	—
広島県 "	29.3.3	—	—
山口県 "	29.10.1	30.2.10	(財)
徳島県 "	31.2.8	—	—
香川県移住協会	28.5.11	—	—
愛媛県海外協会	29.4.1	—	—
高知県 "	31.5.17	36.7.25	(社)
福岡県 "	大正14.11.	29.3.23	(財)
佐賀県 "	30.10.7	—	—
長崎県海外移住協会	28.6.23	—	—
熊本海外協会	大正7.7.30	—	—
大分県海外協会	29.3.1	—	—
宮崎県海外協会	29.11.26	—	—
鹿児島県 "	30.2.1	30.11.25	(財)

(注) 協会の名称を途中で変更したものが若干ある。例えば富山県の場合、設立時は富山県農業移民協会であったが、36.6.4に海外移住協会に、さらに39.6.2に海外協会とした。

<事業内容>

1. 啓蒙宣伝

機関紙「海外移住」の発行

(29年2月20日創刊、月刊、または、月2回刊行で190回)

現地事情紹介のパンフレット、ポスター、募集要領など印刷資料の作成配付

映画、スライド類の作成公開、講演講習会、映画会、展示会などの開催

2. 募集選考

地方海外協会などを通じて移住者を募集し

最終的選考を実施

3. 訓練講習

適格移住者に対し、語学、教養、現地事情、農業・工業技術の訓練講習を実施

4. 送出事務および輸送

移住者の渡航に必要な事務手続（旅券、査証の取得、乗配船など）、渡航準備（携行荷物など）および輸送中の指導保護

5. 渡航費貸付および支度金交付

渡航費の長期貸付および回収、支度金および国内集結費の支給

6. 現地援護

現地到着後の通関、輸送の世話、営農、生活指導

7. 調査研究

現地事情などに関する調査研究

8. 移住指導者の養成

海外移住研修所において現地中堅指導者を養成するための研修実施

9. 在内外移住関連団体との連絡提携

（注）業務内容の個々については、時代の推移により若干の変動があったが、ここでは1963年（昭和38年）頃のものをかかげた。

<送出事績>

前述したように、海協連が発足したのは、1954年（昭和29年）1月5日であり、それ以前に昭和27年12月28日のさんとす丸（54名）を第1回とし、ルイス（28年5月15日、112名）ナチャレンカ（28.6.18. 129名）、あめりか（6.25. 492）、あふりか（7.31. 477）、あめりか（11.22. 39）、あふりか（12.23. 165）、合計7便1,468名が移住している。

したがって、厳密に言えば海協連による送迎とはそれ以降の分になるわけだが、前者に対する貸付渡航費の債権が海協連に引継がれたこともあって、一般的には1952年（昭和27年）の第1回以降全部を海協連扱いの渡航費貸付け移住者として諸統計を作成している。いま、この慣例にしたがって、会計年度別の

船便数と移住者数を示すとつぎのとおりになる。なお、移住先国別、府県別などの統計については、資料篇を参照されたい。

年 度	船便数	移住者数	1 便平均数
昭和27年度	1	54人	54人
28	7	1,498	214
29	12	3,741	312
30	20	3,512	176
31	26	6,046	233
32	27	7,439	276
33	27	7,591	281
34	24	7,433	310
35	27	8,316	308
36	27	6,261	232
37	23	2,193	95
38	23	1,526	66
計	244	55,613	228

（注1）38年度には、海外移住事業団 猪尾以降（38年7月15日）の16便、976名がふくまれている。

（注2）上表計から、海協連設立前の7便、1,468名および（注1）の数を差引くと221便、53,169名が、海協連が渡航費を貸付けた中南米向け移住者となり、この他にアメリカ合衆国の難民救済法による渡航費貸付移住者、391名があるので、53,560名が数密な意味での海協連扱い移住者数となる。

<予算規模>

年 度	木 部	支 部	計
28	—	10,752	10,752
29	11,807	13,566	25,373
30	21,047	—	21,047
31	47,722	58,972	106,694
32	59,995	64,969	124,964
33	104,310	135,019	239,329
34	60,919	189,586	250,505
35	69,890	309,667	379,557
36	95,766	319,683	415,449
37	123,866	376,639	500,505
38	41,456	45,891	87,347
計	636,778	1,524,744	2,161,522

（単位千円、昭和46年1月、外務省領事移住部編、「わが国民の海外発展」から）

(3) 日本海外移住振興株式会社

思いがけなかった移民借款

1954年（昭和29年）9月26日、吉田茂首相は欧米7カ国歴訪に旅立った。当時すでに退陣を予想されていた首相にとっては、平和条約締結のあいさつを兼ねて、かつての任地を訪問するという気楽な旅行であったらしい。

『11月2日、ニューヨークに着くと、直ちに郊外にあるロックフェラー氏の別荘に招待されて3日か4日泊ったが、最後の晩にロックフェラーが突然いった。

「今日はニュー・ヨークの銀行家をよんでおいたから、食後ゆっくり話をしてくれ」

私はべつに意味のあることと思わず、ただロックフェラーが物好きに招待したのだらうと思って出ると、その銀行家たちが金を貸してやろうという。こちらはその意味が分からないから、金なんか要らないというような応答をしていた。

するとロックフェラーが、「君はバカなやつだ。戦後の日本は金が要るだらうと思って、銀行家を集めて君に紹介したのだ」という。

まことに親切な話で、それじゃ借りようかと決心した。

さて何に借りようかと考えた。アメリカに行く前にイタリアを通ったら、イタリアは非常に景気がいい。どうしてだと聞いてみると、移民の送金と観光収入のためだという。それを思い出して移民借款にしようと考えた。

それで、同席のナショナルシティ、チエスマンハットン、バング・オブ・アメリカの重役たちに、私は海外移民が日本にとって大切である話をした。

というのは、イタリアが海外移民からの

送金で国内の経済事情が好転したのみならず、移民があるためにイタリアの海運が発展を遂げ、また移民に伴なって対南米貿易が増進しつつある実例を見て、私がかねて移民に関心をもっていた。日本の移民は戦前とかくの批評はあったものの、何といつても人口過剰のわが国のために貢献してきたのである。移民問題を国家がとりあげることは、本人たちのためはもちろんのこと、国民一般にとっても明るい希望を与えるものであると考えたのである。

その話しの後で、私はワシントンへ行ってから駐在財務官をニューヨークに派遣して、移民借款の交渉を行なわしめた。これが意外にすらすらと話が進んだ。これというのも、ロックフェラー3世の好意ある口添えによるものであるが、同時に借款の背景として、日本の財政的信用というものが、大きく作用したと思う。』

吉田は、このように回想しているが、この話しをそのまま信用すれば、後日「移民借款」と通称され、日本移住振興株式会社設立のきっかけとなった1,500万ドルは、全く思いがけないものであったわけである。

なお、当初1,500万ドルの予定であったが、この借款の実際の借入れおよび返済はつぎのとおりであった。

昭和年度	借入(万\$)	返済(万\$)	残(万\$)
30	150		150
31	150		300
33	300		600
34		150	450
35	150	160	450
36	300		750
37		300	450

38	150	300
39	300	0
	1,050	0

移住振興会社法の成立

吉田は11月17日帰国し、12月7日総辞職、政局のバトンは、鳩山一郎に引継がれた。12月10日成立した鳩山内閣も、海外移住問題については吉田の播いた種を育てる努力を続けた。すなわち、アメリカ3銀行の借款受入機関の新設である。

若干の紆余曲折、たとえば受入機関の性格や形態（公社か、株式会社か）、既存の海協連との関連などについて、外務省、大蔵省さらに農林省との間に意見の相異があったが、民主、自由両党政調会などのあっ旋の結果、1955年（昭和30年）6月22日、「日本海外移住振興株式会社法案」は第22国会に政府提案として提出され、7月21日に衆議院、29日には参議院で可決された。

日本海外移住振興株式会社法（以下、移住会社または同法と略称）は、1955年（昭和30年）8月5日、公布された。

その第1条には、会社の目的として、

日本海外移住振興株式会社は、日本国民の海外移住を促進するため、渡航費の貸付並びに移住者及びその団体の行う農業、漁業、工業その事業に必要な資金の貸付を行うほか、必要に応じ、移住者を受け入れる事業に対する資金の貸付及び投資並びにその事業の経営を行うことを目的とする株式会社とする。

とあり、さらに第8条に業務の範囲として、

会社は、その目的を達成するため、次の業務を行うものとする。

1. 外国へ移住する者に対し、渡航費を貸し付けること。
2. 移住者及びその団体が外国において農業、漁業、工業その他の事業を行うものに

対し、その事業に必要な資金を貸し付けること。ただし、日本輸出入銀行の業務の範囲に属するものを除く。

3. 海外移住を促進するために必要があるときは、外国において農業、漁業、工業その他の事業を行う者で、本邦から移住する者をその事業に受け入れるものに対し、その事業に必要な資金を貸し付け、及び投資すること。ただし日本輸出入銀行の範囲に属するものを除く。

4. 海外移住を促進するために必要があるときは、外国において本邦から移住者を受け入れて農業、漁業、工業その他の事業を行うこと。

5. 前各号に掲げるもののほか、会社の目的を達成するために必要な業務を行うこと。

ずい分と廻りくどい表現であるが、要するに、移住者に対する渡航費および事業資金の貸付が主体で、移住促進のために必要ならば、移住者受入企業に対する融資および事業経営を行なうということである。

移住会社の設立

1955年（昭和30年）8月19日午後2時から東京丸の内ホテルで設立委員会開催。

設立委員長 石川一郎（経団連会長）

設立事務所長 矢口薮藏（移住局長）

設立予算、定款および目論見書決定、払込銀行の指定、株式引受の依頼などが行なわれた。

目論見書には「設立趣旨」がつぎのようにたわれている。

『日本経済の自立と繁栄のために、海外移住を促進することの必要なことは、今ここに多言を要しないところであります。

（中略）

人口過剰に悩む日本は、今後も更に大量

の移住を促進しなければ、経済自立の目的達成は望めないのですが、これには従来の移住を更に強力に推進すると共に、優秀なる農、漁、工、その他の企業をも中南米に移出して、これに伴う移住は勿論、将来に亘る移住及び貿易の基盤を、彼地に植込むことが絶対必要となっていました。

中南米は今や全域に亘って工業化の傾向にあり、日本の諸企業に対する需要は極めて旺盛であります。独逸、伊太利等も最近中南米移民政策の重点を、資本と技術を有する企業移民の育成強化に向けている趨勢で、工業的には処女地ともいふべき中南米地域において、何れも非常な成功をからえており、これによって年々数十万の移住者を送出しております。

これに刺戟をうけ、戦前にわが国から移住した農業成功者の間にも日本企業の進出を要望するものが多く、自己資本で企業の呼寄を行って成功しているものも多数にばっております。

政府はこの事に関連し、かねてより米国の民間銀行との間に、移民借款の交渉を進めておりましたが、話合は有利に展開し、昨年末3行は借款を供与する意向を表明してまいりました。よって政府は、予算の許す範囲で財政出資を行い、これを基としてこれに民間の資本を加え、海外移住振興の業務を行う機関を設立し、この機関に交渉成立の移民借款を受入れて、以って移住促進のための諸方策、特に優秀企業の移出に専念せしめることを企画し、第22国会において、日本海外移住振興株式会社法を提出、同法は昭和30年8月5日公布即日施行されるに至った次第であります。』(後略)
(原文のまま、傍線筆者)

この設立趣意(傍線部分)ならびに、移住会社法の第8条、2、3項のわざわざ「但し

書」が附してあるように(もっとも、この但し書は昭和32年の法律改正にあたって削除されたが)、立法者および会社設立者の当初の意図は、移住者による企業に対する金融が主な狙いであった。それがむしろ入植地の経営に主眼がおかれるようになった経緯については後述しよう。

移住会社の組織と業績

1955年(昭和30年)9月23日、東京会館において創立総会を行なった移住会社は、定款(資料編参照)を承認し、取締役4名と監査役1名を選任、9月27日に設立登記を完了し業務を開始した。

1963年(昭和38年)7月15日、海外移住事業団の発足までの約8年間、いろいろの紆余曲折はあったにせよ、わが国海外移住の推進に果たした役割は大きい。

紙面の関係で、その業務の全体を網羅できないが簡単にその業績を振り返っておこう。

<事務所>

1955年(昭和30)9.27 千代田区内幸町2の7 第一ホテル別館
1962年(昭和37)9.10 港区芝田村町1-8 日本酒造会館

<役員>(就任~退任、年号は昭和)

社長 田中鉄三郎(30.9.27~31.5.25)
大志摩孫四郎(31.5.25~
35.6.17)
二宮 謙(35.6.17~38.3.30)
太田知庸(38.3.30~38.7.15)
専務取締役 矢野征記(30.9.27~33.5.28)
源田松三(33.5.28~37.5.30)
太田知庸(37.5.30~38.3.30)
土屋四郎(38.3.30~38.7.15)

常務取締役

五十子卷三(30.9.27~33.5.28)
前田克己(30.9.27~33.5.28)

太田知庸 (33. 5. 28~35. 6. 17)
 平川 守 (33. 5. 28~35. 6. 17)
 土屋四郎 (35. 6. 17~38. 7. 15)
 鈴木敬入 (37. 5. 30~38. 7. 15)
 監査役 上塚 司 (30. 9. 27~38. 7. 15)
 小林絹治 (30. 12. 8~33. 5. 28)
 楠美省吾 (33. 5. 28~38. 7. 15)

<支店の設置>

海外支店の設置については、日本国内法の制約よりむしろ支店を設置する国の法律の制約を受けることが多い。とくにブラジルにおいて、しかりである。

このため、1956年(昭和31年)4月、移住会社は五十子常務取締役他3名をブラジルへ、同年7月、2名をパラグアイへ、それぞれ現地機関設立準備員として派遣し、さらに同年7月、大志摩社長自ら中南米諸国およびアメリカに出張した。

ブラジルについては、同国の関係官庁であった移植民院(INIC)および通貨信用監理委員会(SUMOC)と折衝の結果、1956年(昭和31年)6月15日、移植民事業を担当する「ジャミック移植民有限責任持分会社(JAMIC Imigração e Colonização Ltda.)」(以下「ジャミック」と略称)を、11月28日、投融資業務を担当する「イジュウシンコウ信用金融投資有限責任持分会社(IJYUSHINKO Credito e Financiamento Ltda.)」(以下「イジュウシンコウ」と略称)を、リオ・デ・ジャネイロに設立した。

ブラジル国内における両社の支店の設置年月日は、つぎのとおりである。(年号は昭和)

支 店 名	JAMIC	*IJYU SHINKO
リオ・デ・ジャネイロ(本店)	31. 6. 15	31. 11. 28
サン・パウロ	33. 6. 28	32. 8. 10
ベレ ー ン	40. 3. 12	40. 3. 12
レン ー フェ	43. 5. 10	43. 11. 7
ポルト・アレグレ	40. 12. 30	42. 5. 5

また、その他の国の駐在員などの派遣および支店の設置はつぎのとおり。

国 名	支 店 名	設 置 年 月 日
パラグアイ	アスンシオン	駐在員事務所 31. 6 支 店 32. 4. 15
アルゼンチン	ブエノス・アイレス	駐在員事務所 32. 7 支 店 35. 6. 24
ドミニカ	サント・ドミンゴ	出張員派遣 36. 9 駐在員事務所 37. 10. 1
ボリビア	サンタ・クルス	駐在員事務所 34. 5. 27

※「イジュウシンコウ」は、1959年(昭和34年)11月30日付ブラジル国大蔵省令第309号第2条により株式会社改組を義務づけられたので、1960年(昭和35年)11月7日、株式会社(S.A.)に改組した。その際、社名から「投資」が落ち、「イジュウシンコウ信用金融株式会社」になった。

<事業内容>

1. 渡航費の貸付

会社発足時、移住者に対する渡航費の貸付はすでに海協連によって行なわれていた。

(29頁、海協連<送出国実績>参照)

移住会社による渡航費貸付業務は、アメリカ国カリフォルニア州に就労した農業労働者および西ドイツ炭鉱労働者に対するもので、その実績は次のとおりであった。

対 象	年度(昭和)	件 数	金額(千円)
派米農業労働者	31	787	99,162
"	32	213	26,838
"	33	398	48,726
"	34	856	107,856
"	35	621	78,246
"	36	40	5,040
西独炭鉱労働者	36	21	1,176
計		2,936	367,044

2. 融資業務

会社設立当初の融資対象は、その設立趣意書にもあるとおり、移住者を受入れる企業ま

たは移住者によって設立された企業に対する融資が主体と考えられていた。しかし、経営者の考え方の転換や移住者からの要望もあり

漸次移住者個人の小口金融も行なうようになった。融資の実績はつぎのとおり。

昭和 年度	移住者 (個人)				企 業		計	
	渡 航 前		現 地		件 数	金 額	件 数	金 額
	件 数	金 額	件 数	金 額				
30	—	—	—	—	—	—	—	—
31	—	—	—	—	5	79,711	5	79,711
32	5	15,057	3	3,466	1	75,960	9	94,483
33	63	22,404	271	10,304	4	75,443	338	108,151
34	55	23,536	755	51,900	—	—	810	75,436
35	127	57,687	304	53,944	2	39,963	433	151,594
36	47	19,784	1,545	161,641	1	8,640	1,593	190,065
37	68	33,514	1,427	149,522	1	1,440	1,496	184,476
38	17	8,150	15	29,829	1	27,214	33	65,193
計	382	180,132	4,320	460,606	15	308,371	4,717	949,109

- (注) 1. ブラジル現地法人による融資はふくまれていない。
 2. 38年度は7月14日までの分である。
 3. 渡航前とは日本出発前に農器具などの購入資金として貸付けたもの。

前表に注記したとおり、上表にはブラジル現地法人(イジュウシンコウ)の融資額はふくまれていない。イジュウシンコウ分を別記するとつぎのとおりになる。(1963年分は7月14日まで、円貨換算は備考欄のレートを使用した)

年度(昭和)	現地貸付額	企業貸付額	計 (千クルゼイロ)	円貨換算額 (千円)	備 考
1956(31)	—	—	—	—	—
1957(32)	630	27,500	28,130	123,491	4.39円
1958(33)	24,605	1,650	26,255	92,603	3.53
1959(34)	21,413	3,500	24,913	74,739	3.00
1960(35)	48,862	—	48,862	122,155	2.50
1961(36)	110,324	—	110,324	220,648	2.00
1962(37)	184,287	—	184,287	239,573	1.30
1963(38)	23,630	—	23,630	28,829	1.22
計	413,751	32,650	446,401	902,038	

以上を総合すると、移住会社は1955年(昭和30年)9月27日の創業から、1963年(昭和38年)7月14日の解散までの約8年間に融資業務としての貸付実績はつぎのとおりとなる。

渡航費の貸付 367,044千円
 渡航前の貸付 180,132千円

企業への貸付 949,109千円
 移住者(ブラジル以外)へ 460,606千円
 同上(ブラジル法人からの貸付) 902,038千円(=446,401千円×\$)
 合計 2,858,929千円

3. 出資業務

移住会社の出資(他法人の出資証券の取得)は、ブラジル現地法人に対するものが殆んどで、直接出資は1958年(昭和33年)12月のアルゼンチン拓植組合に対す135,543円が1件だけである。なお、ブラジル豊和工業に対する出資はブラジル法人の「イジュウシンコウ」を通じて行なわれたが、32年7月の2,500万クルゼイロ、(125,985,662円)、33年の300万クルゼイロ(7,941,179円)計2,800万クルゼイロ(133,926,841円)である。

年度別の出資円額は次表のとおりである。

昭和年度	イジュウシンコウ信用金融株式会社	ジャミック移民有限責任持分会社	計
30	0	0	0
31	48,278,290	14,483,487	62,761,777
32	0	0	0
33	0	15,211,046	15,211,046
34	0	135,659,094	135,659,094
35	77,814,486	0	77,814,486
36	0	83,212,768	83,212,768
37	7,817,391	7,895,736	15,713,127
38	12,603,328	0	12,603,328
計	146,513,495	257,462,131	403,975,626

(注) 38年度は7月14日まで

4. 入植地業務

移住会社が移住者のために土地を購入し、造成し分譲するという業務を行なうということは、会社法、定款、設立趣意書、業務方法書のいずれにも明文化されていない。しいてその法的根拠を求めるとすれば、法8条5項および、定款2条5項の「前各号に掲げるもののほか、会社の目的を達成するために必要な業務を行うこと」が、この入植地業務に該当するといえよう。

ともあれ、会社創立直後の1955年(昭和30年)11月から翌年2月にかけて、現地機構開設準備およびこれに対する関係国政府の了解取付ならびに現地事情調査に併せて融資対象

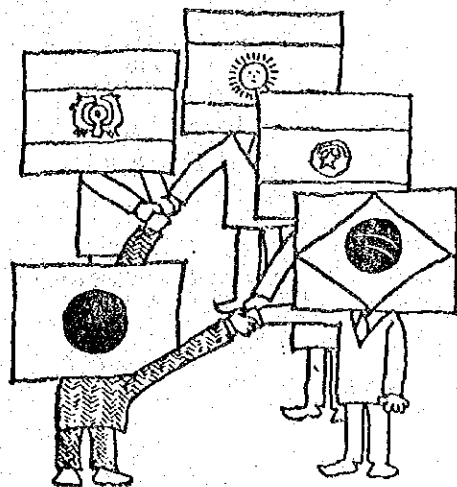
の研究のため、中南米各地に出張した矢野専務取締役を団長とする調査団は、パラグアイに立寄り、フラム入植地購入のための調査および地主との売買交渉を行なった。

矢野の帰国後、会社は「フラム計画小委員会」を発足させ、購入条件、分譲方法、運用計画などについて検討した結果、結論として、

「ともかく、フラム購入問題は、当社の第一着手事業と予定されるだけに、当社の事業運営の試金石とも称しうるものであって大蔵省及び米銀は、その運営方法、資金の回収の確実性に注目するものと思う。

入植移住者第一主義は大局からこれを見れば、当社の現況としてはとるべきところでなく、(当社は発足当時はできる限りの資金の回転をはかって、一人でも多くの移住者の送迎を図る必要がある)当面は社礎を確立する見地より、回収第一主義で臨むことが正しいと思う。」として、1956年(昭和31年)6月25日、フラム移住地を購入するに至った。

ボリビア(1956年・昭和31年)パラグアイ(1959年・昭和34年)アルゼンチン(1963年・昭和38年)ブラジル(1963年・昭和38年)移住協定発効



移住会社が購入した入植地を年次順に列挙すればつぎのとおりである。

購入年月日	移住地名	国名	所在地	面積 (ha)	土地代 (単位千円)
1956 (31) 6. 25	フ ラ ム	パラグアイ	イ タ ブ ア 県	16,057	25,739
1957 (32) 7. 31	ガ ル ア ベ ー	アルゼンチン	ミシオネス州	3,110	22,474
1957 (32) 9. 24	パルゼア・アレグレ	ブラジル	マツト・グロソ州	36,363	67,548
1958 (33) 5. 30	グアタバラ	"	サンパウロ州	7,294	137,129
1958 (33) 11. 10	アルト・パラナ	パラグアイ	イ タ ブ ア 県	83,580	34,768
1959 (34) 6. 5	サント・アントニオ	ブラジル	サンパウロ州	785	43,152
1959 (34) 5. 22	ア ン デ ス	アルゼンチン	メンドサ州	1,312	34,768
1959 (34) 10. 6	フンシャル	ブラジル	リオ・デ・ジャネイロ州	1,015	31,831
1959 (34) 7. 31	ジャカレイ	"	サンパウロ州	613	42,977
1959 (34) 10. 29	イグアス	パラグアイ	アルト・パラナ州	87,763	197,313
1960 (35) 10. 3	第2トメアス	ブラジル	パ ラ ー 州	25,800	4,559
1962 (37) 5. 10	ピニヤール	"	サンパウロ州	756	16,666

また、これらの入植地に投入した資金（素地代、造成工事費など円貨換算）を年度別にみるとつぎのとおりである。

(単位 千円)

昭和年度	31	32	33	34	35	36	37	38	計
入植地									
フ ラ ム	35,179	18,299	18,711	5,864	△ 2,280	441	1,733	966	78,918
ガ ル ア ベ ー	—	25,018	3,987	4,647	△ 178	1,032	555	291	35,352
パルゼア・アレグレ	—	110,805	20,469	9,202	5,393	3,936	3,916	△ 294	153,427
グアタバラ	—	—	12,000	—	—	316,377	214,621	12,952	555,950
アルト・パラナ	—	—	18,111	74,847	148,515	48,823	92,365	7,332	389,993
サント・アントニオ	—	—	—	49,905	715	118	△ 11	—	50,727
ア ン デ ス	—	—	—	39,250	16,073	16,314	9,695	2,104	83,436
フンシャル	—	—	—	42,598	921	901	1,503	383	46,306
ジャカレイ	—	—	—	48,933	2,025	1,066	2,072	151	54,247
イグアス	—	—	—	—	38,693	77,568	216,022	5,077	337,360
第2トメアス	—	—	—	—	—	8,601	54,723	3,561	66,885
ピニヤール	—	—	—	—	—	—	22,293	1,130	23,423
計	35,179	154,122	73,278	275,246	209,877	475,177	619,492	33,653	1,876,024

(注) 38年度は7月14日まで

5. 経営状態

移住会社の貸借対照表、損益計算書はつきのとおりである。

損益計算書 (単位、千円)

科目	期間									
	1. 30. 9. 27 31. 3. 31	2. 31. 4. 30 32. 3. 31	3. 31. 4. 30 33. 3. 31	4. 31. 4. 30 34. 3. 31	5. 31. 4. 30 35. 3. 31	6. 31. 4. 30 36. 3. 31	7. 31. 4. 30 37. 3. 31	8. 31. 4. 30 38. 3. 31	9. 31. 4. 1 38. 7. 14	
損失の部	支払利息	19	7,874	39,018	50,451	69,359	70,311	78,322	84,096	23,802
	直営事業費用	—	—	—	—	—	—	159	408	500
	売上原価	—	—	19,888	3,629	—	—	—	—	—
	営業経費	23,657	52,327	74,998	99,705	121,461	139,202	151,528	177,430	93,196
	雑損失	398	522	409	361	1,534	81,673	496	7,305	1,141
現地法人欠損補充金	—	—	—	—	18,720	9,205	—	—	—	—
利益の部	受取利息	514	4,157	46,656	89,444	83,506	86,640	86,816	65,297	28,557
	直営事業収入	—	—	—	—	—	—	354	581	213
	売上	—	—	23,901	4,337	—	—	—	—	—
	雑収益	961	3,990	8,572	13,059	12,907	13,017	5,976	12,135	4,347
	当期純損失	22,599	52,576	55,184	47,406	114,661	200,734	137,359	191,226	85,522
計	24,074	60,723	134,313	154,146	211,074	300,391	230,505	269,239	118,639	

貸借対照表 (単位、千円)

科目	各期末									
	1. (31. 3. 31)	2. (32. 3. 31)	3. (33. 3. 31)	4. (34. 3. 31)	5. (35. 3. 31)	6. (36. 3. 31)	7. (37. 3. 31)	8. (38. 3. 31)	9. (38. 7. 14)	
資産の部	流動資産勘定	148,580	498,933	1,511,185	805,936	1,421,631	1,371,652	2,498,199	2,247,524	1,933,080
	投融資勘定	—	241,147	208,195	307,847	428,427	530,944	714,930	828,869	873,316
	現地法人勘定	—	36,003	503,718	1,043,706	1,286,147	1,424,570	1,465,045	1,648,512	1,725,955
	固定資産勘定	2,737	6,231	6,068	5,879	83,082	140,484	126,379	221,681	312,506
	繰延勘定	1,584	1,188	792	396	2,143	772	3,621	328	—
	連結勘定	—	—	41,523	111,501	—	—	—	—	—
	当期末処理欠損金	22,599	75,175	130,359	177,765	292,426	493,160	630,519	821,745	907,267
	計	175,500	858,677	2,401,840	2,453,030	3,513,856	3,961,582	5,438,693	5,768,659	5,757,124
負債・資本の部	流動負債勘定	500	18,677	21,840	73,030	93,856	181,392	337,502	500,401	474,810
	固定負債勘定	—	540,000	1,080,000	1,080,000	1,620,000	1,480,190	2,301,191	1,968,258	1,982,314
	債務償却引当金及び償却調整金	—	—	—	—	—	—	—	—	75,000
	資本勘定	175,000	300,000	1,300,000	1,300,000	1,800,000	2,300,000	2,800,000	3,300,000	3,225,000
	計	175,500	858,677	2,401,840	2,453,030	3,513,856	3,961,582	5,438,693	5,768,659	5,757,124

- 注 1. 投融資勘定 ブラジル国現地法人による投融資を除いたもの
 2. 現地法人勘定 ブラジル国現地法人に対する本店からの出資および貸付残高
 3. 固定資産勘定 ブラジル国現地法人以外の固定資産
 4. 連結勘定 支店勘定
 5. 流動負債勘定 分譲契約あずかり金など
 6. 固定負債勘定 外銀借款